

2012 年

スケルトン国際競技規則



スケルトン国際競技規則

目次

1. 競技大会	(5)
冬季オリンピック競技大会	
選手権大会	
F I B T 公式競技大会	
テスト競技大会とトレーニングウイーク（国際トレーニング期間）	
競技大会の割り当て	
性別	
2. 種目	(6)
男子スケルトン	
女子スケルトン	
チーム競技	
その他の種目	
3. 参加資格	(6)
4. 大会参加資格	(7)
冬季オリンピック競技大会	
シニアスケルトン世界選手権大会	
ジュニア世界選手権大会	
コンチネンタル（大陸）選手権大会	
ワールドカップ及びインターコンチネンタルカップ	
ヨーロッパカップ及びアメリカズカップ	
国際競技大会	
5. 大会運営	(1 0)
総則	
経費	
トラック	
開催要領と招待状	
大会組織委員会と競技委員長	
技術的装置	
責任保険	

主催者のさらなる義務

6. ジュリーと技術代表	(1 2)
審判員資格、マテリアル検査官資格	
任命	
権限	
7. 競技委員長	(1 5)
任命	
職務	
8. 一般規定	(1 5)
競技年度	
法的責任	
アマチュア規程	
ライセンス	
保険	
エントリー	
規則の認知	
コース記録とスタートタイム記録	
ドーピング検査	
ルール違反	
スポンサーシップと広告宣伝	
用具上の商標	
9. 競技会場の医療	(1 8)
競技医	
チーム医	
10. 競技	(1 8)
公式練習	
競技	
そり置き場（パルク・フェルメ）	
用具及び設備	
技術検査	
ランナーの直径	
ランナー温の計測	
基準ランナー	

ランナークリーニング
重量
電子的計測機器及び装置
その他の用具
表彰
表彰式
抗議

11. ランキング表		(3 1)
競技シリーズのランキング表		
F I B T ランキング表		
12. 附則		(3 2)
効力		
変更		
解釈		

付属書

1. F I B T ランキング表		(3 3)
2. スケルトンのそり		(3 4)
基本原則		
構造		
寸法		
構造フレーム		
ハンドル付きサドル		
そり本体		
重量		
ランナー		
バンパー		
そりカバー		
3. 用具の押収		(4 2)
4. トラック		(4 4)
目的		
環境保護		

技術委員会
設計準備
設計全般
トラックの位置
トラック全長
トラック特性
スターティングエリア
リュージュスタート
カーブ
カーブのガードレール
遠心力
直線区間
制動区間
照明
遮光設備
給水装置
キャットウォーク
付帯設備-補助施設-
スタートハウス及びゴールハウス
費用区分
例外規定
コース公認

5.	広告指針と説明図	(5 0)
6.	F I B T と環境	(5 2)

スケルトン国際競技規則

1. 競技大会

F I B T 競技大会は、以下の大会で構成される。

1.1 冬季オリンピック競技大会

- 1.1.1. シニアオリンピック競技大会
- 1.2.2. ユースオリンピック競技大会

1.2. 選手権大会

- 1.2.1. シニアスケルトン世界選手権大会
- 1.2.2. ジュニアスケルトン世界選手権大会
- 1.2.3. コンチネンタル（大陸）スケルトン選手権大会

1.3. F I B T 公式競技大会

- 1.3.1. ワールドカップ
- 1.3.2. インターコンチネンタルカップ
- 1.3.3. ヨーロッパカップ及びアメリカズカップ
- 1.3.4. 国際競技大会

1.4. テスト競技大会とトレーニングウィーク（国際トレーニング期間）

新しく建設されたトラックでF I B T 競技大会を開催する主催者は、前シーズン中及び競技大会と同シーズン中に前もって、十分な練習期間を全ての各国連盟に提供しなければならない。

大会前の練習滑走は、構造上の変更を行ったトラックにおいても提供されなければならない。

新しく建設されたトラックで開催するオリンピック冬季競技大会の主催者は、大会前に少なくとも 40 本の練習滑走及び競技滑走を全ての各国連盟に提供しなければならない。

これらの練習滑走及び競技滑走は、シーズンを通じて予定され、2 回以上の国際練習期間あるいはテスト競技大会の形で提供されなければならない。

オリンピック冬季競技大会前に、主催者は、少なくとも 1 回のテスト競技大会を開催しなくてはならない。

国際練習期間の参加基準は、練習期間が開催されるシーズンのワールドカップに関する基準と同様とする。

さらに、以下の各国連盟は、男女各 1 名の選手の国際トレーニング期間及びテスト競技大会の参加権を有する：

ーワールドカップ参加による参加基準はないが、残りの前24ヶ月の間に、少なくとも3つの異なったトラックにおいて開催されたFIBT大会に最低5回参加し、順位結果を持つ選手のいる、男子上位7か国、女子上位5か国

ワールドカップに参加資格のない各国は「テスト競技大会」に参加できないが、レース間に練習滑走することができる。

さらに、公平性と安全性の理由で、すぐオリンピック競技大会の公式練習の開始前（開会式の前後にかかわらず）に、大会に登録されている男女の選手は、少なくとも4本の練習滑走の可能性を与えられなければならない。

前シーズンあるいは当該シーズンの種目別FIBTランキングで上位15位の男女の選手は、本項で規定した本数を超える付加的練習滑走はできない。開催国の選手には、この規定は適用しない。

さらに、国際トレーニング期間及びテスト競技大会の主催者は、1日80ユーロを最高価格として、少なくとも3つ星のホテルで全食付きの宿泊が、参加するすべての選手及びアシスタント/コーチに提供されることを、保証しなければならない。

世界選手権大会の主催者は、大会に備えるために国際トレーニング期間1回を提供しなければならない。国際トレーニング期間は、計画されている世界選手権大会と同じ競技シーズンに行われなければならない。主催者が、前競技シーズンに同じトラックでワールドカップを開催した場合は、この国際トレーニング期間の実施は免除される。

冬季オリンピック競技大会及び世界選手権大会を控えた期間中、主催者は、一回の滑走料金12ユーロ以下で練習滑走を提供しなければいけない：

トレーニングウィークがテスト大会として行われる場合、主催者は、滑走を無料で提供しなければならない。ただし、主催者は、エントリー代の支払を要求することができる。

1.5 競技大会の割り当て

A. 世界選手権大会

文書による申請に基づき、FIBT総会は、関係メンバーに世界選手権大会を開催する権利を4年前を超えない範囲で許可する。

B. FIBT競技大会

残りのFIBT公式競技大会は、毎年、理事会によって割り当てられ、FIBT国際カレンダーに掲載されなければいけない。

1.6 性別

この競技規則において特に性別に言及していない限り、いずれの条項も男子、女子両種目に適用されるものとする。

2. 種目

大会は、以下の種目が行われる。

2.1. 男子スケルトン

2.2. 女子スケルトン

2.3. チーム競技

2.3.1. 男子： 2 人乗り/4 人乗りボブ 1 台及びスケルトン 1 人

2.3.2. 女子： 2 人乗りボブ 1 台及びスケルトン 1 人

2.4. その他の種目

2.4.1. 複合競技大会

2.4.2. ノックアウト方式

3. 参加資格

選手権大会と F I B T 公式競技大会に参加する資格は、F I B T 会員により登録されている選手のみが有する。すなわち、

- ・ 会員(各国連盟) あるいは
- ・ 準会員(クラブ) の選手のみが参加資格を有する。

選手は、次の条件のいずれか一つを満たしていなければならない。

- a) 選手が選出された各国連盟の国の国民であり、過去のいかなる F I B T 競技大会においても、他の国の代表となっていない。もしくは、
- b) 選手が選出された各国連盟の国に公的居住権を有しており、過去のいかなる F I B T 競技大会においても、他の国の代表となっていない。もしくは、
- c) 国籍あるいは公的居住権を変更した選手は、以前選出された各国連盟から解放されており、新たに所属した各国連盟から同意を得ていなければならない。このような選手は両方ではなく一方の連盟の代表となることができる。

10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの競技シーズン中、選手は 1 か国のみの代表となることができる。

所属連盟を変更する申請書は、毎年 3 月 31 日から 9 月 30 日までの間のみ提出することができる。

選手が代表する国を変更する場合、参加大会数と同様、F I B T ランキング表におけるポイント及び順位は、当該選手が保持するものとする。ただし、大会参加資格の従来の割り当て数に関する権利は、当該選手は保持できず、前の国に残るものとする。

4. 大会参加資格

4.1. 冬季オリンピック競技大会

オリンピック冬季競技大会への参加資格基準は、I O Cが決定する。参加資格条件は、I O CがF I B Tの協力により決定する。この必要条件は、I O Cにより、すべての各国オリンピック委員会に、直接周知される。

4.2. シニア世界選手権大会

シニア世界選手権大会は、冬季オリンピック競技大会の開催年を除き毎年開催される。選手の割り当ては、直近のF I B Tランキング表に基づく。

シニア世界選手権の参加割り当ては以下のとおりである。

男子：	（上位）	4 カ国	3 選手
		6 カ国	2 選手
		12 カ国	1 選手
女子：	（上位）	4 カ国	3 選手
		4 カ国	2 選手
		10 カ国	1 選手

ジュニア世界チャンピオンも参加資格を有している。

4.2.1 シニア世界選手権大会の参加資格

前24ヶ月の間に、少なくとも3つの異なったトラックにおいて開催されたF I B T大会に最低5回参加し、順位結果を持つ選手だけが参加資格を有している。そのうえ、シニア世界選手権大会に参加するために、選手は、当該競技シーズン中に、少なくとも2つの異なったトラックにおいて、これらの5大会のうち最低3回は出場し、順位結果がなくてはならない。

4.3 ジュニア世界選手権大会

ジュニア世界選手権大会は、毎年開催される。ジュニア資格のある選手のみが大会に参加できる。参加の割り当ては、シニア選手権と同じ方法により決定される。

ジュニア世界選手権の参加資格：

前24ヶ月の間に、少なくとも2つの異なったトラックにおいて開催されたF I B T大会に最低3回参加し、順位結果を持つ選手だけが参加資格を有する。

ジュニアは、ジュニア大会の日において、23才に達していない選手である。さらに、当該シーズンの10月1日から翌年3月31日の間に23才に達した選手はジュニアと認める。

4.4 コンチネンタル（大陸）選手権大会

コンチネンタル選手権大会がワールドカップも兼ねる場合には、コンチネンタル選手権大会の参加割り当ては、ワールドカップの割り当てと同一とする。ワールドカップに参加する資格者がいない大陸の各国は、選手1人の参加権を有している。これらの国から参加した選手は、コンチ

ネンタル選手権のみの順位結果を持ち、ワールドカップポイントは獲得できない。これらの選手の滑走は、参加選手の最後に別途抽選される。

これらの選手は、F I B T ランキングにおいて（実力が）相当している選手のグループの最後で滑走することとする。ポイントを有していない選手のスタート順は、くじで抽選する。

2 本目滑走では、1 本目滑走の結果に従い滑走する。

4.5. ワールドカップとインターコンチネンタルカップ

新しいシーズンの割り当ては、前年の F I B T ランキング表の最終結果に基づく。

A ワールドカップ

参加割り当ては、以下のとおりとする。

男子：	4 カ国	3 選手
	6 カ国	2 選手
	6 カ国	1 選手
女子：	4 カ国	3 選手
	4 カ国	2 選手
	5 カ国	1 選手

いずれかの各国連盟が、シーズン開始前または当該シーズン中にワールドカップの参加権を棄権した場合、F I B T 理事会は、前年のランキングに基づいて、ワールドカップの参加条件を満たしているが参加権を有していない最上位の各国連盟に、欠員となった割り当てを受け渡すことができる。

割り当ての棄権は、書面により申告されなければならない、シーズンの残期間を通じて有効となる。同時に、F I B T 理事会が、受け渡しを通告された各国連盟のワールドカップ参加日時を立証することとする。

B インターコンチネンタルカップ

参加割り当ては、以下のとおりとする。

男子：	4 カ国	3 選手
	6 カ国	2 選手
	その他の国	1 選手
女子：	4 カ国	3 選手
	4 カ国	2 選手
	その他の国	1 選手

シニア世界選手権大会、コンチネンタル選手権大会、ワールドカップ及びインターコンチネンタルカップの参加資格：

前 2 4 ヶ月の間に、少なくとも 3 つの異なったトラックにおいて開催された F I B T 大会に最低 5 回参加し、順位結果を持つ選手だけが参加資格を有する。

4.6 ヨーロッパカップ及びアメリカズカップ

4.6.1 新しいシーズンの割り当ては、前年のF I B Tランキング表の最終結果に基づく。

4.6.2 各国連盟がワールドカップの参加割り当てをすべて使用していない場合、1つの種目においてF I B Tランキングの上位12位までの男女選手は、ヨーロッパカップあるいはアメリカズカップに参加できない。

4.6.3 ヨーロッパカップ

参加割り当ては、以下のとおり決定される。

- 男子： （上位）6カ国 4選手
 残りのヨーロッパ、アフリカの国 3選手
 残りのアメリカ、アジア、オセアニアの国 2選手
- 女子： （上位）4カ国 3選手
 残りのヨーロッパ、アフリカの国 3選手
 残りのアメリカ、アジア、オセアニアの国 2選手

4.6.4 アメリカズカップ

参加割り当ては、以下のとおりとする。

- 男子： 6カ国 4選手
 残りのアメリカ、アジア、オセアニアの国 3選手
 残りのヨーロッパ、アフリカの国 2選手
- 女子： 4カ国 4選手
 残りのアメリカ、アジア、オセアニアの国 3選手
 残りのヨーロッパ、アフリカの国 2選手

4.7 国際競技大会

主催者が、開催要領の中で参加資格を規定する。

5. 大会運営

5.1. 総則

F I B T、同様にF I B T一般会員(各国連盟)もしくはF I B T特別会員(クラブ) のみが国際競技大会を開催することができる。

すべてのF I B T公式競技大会は、F I B Tの監督の下で運営されなければならない。F I B Tは、各競技大会を、大会運営組織を保証できる各国連盟に請け負わせるか、協会（クラブ）あるいは組織委員会に回すことができる。各国連盟は、大会を適切に運営する責任を有する。

5.2. 経費

大会を運営する主催者は、すべての大会行事の運営とその経費に関する責任を有する。

5.3. トラック

主催者は、公式練習と競技において最高の状態で利用できるトラックにしなければならない。
公式練習と競技の期間中のトラックの使用は、無料とする。

5.4. 開催要領と招待状

大会主催者は、開催要領と招待状に関する責任を有する。

主催者は、承認を受けるために、日程表の添付された公式開催要領を 8 月 15 日までに F I B T 理事会に提出しなくてはならない。

F I B T の承認を受けてから 2 週間以内に、主催者は、F I B T 会員の連盟及び任命されたジュリーメンバーに日程表を送付しなければならない。

開催要領には、以下の内容がなければならない。：

- 競技大会名
- 競技大会の会場及び日付
- 練習と競技の時間割
- トラックの概要説明(略図添付のこと。)
- エントリーの締め切り
- 大会組織委員会事務局の住所、勤務時間、電話番号、F A X 番号、メールアドレス
- 大会組織委員会会長名
- 競技委員長名
- ジュリーと技術代表の氏名
- 各種施設の情報、特典及び宿泊情報（可能であるならば）
- 参加資格
- 最初のチームキャプテンズミーティングの場所、日時

5.5. 大会組織委員会と競技委員長

競技大会を適切に運営することを確実にするため、大会組織委員会と競技運営組織が構成されなければならない。

競技委員長は、F I B T 国際審判員資格を所有していなければならない。競技委員長は、すべての大会行事が国際競技規則に従って運営されることを保証する責任を有する。競技委員長は、全ての重要な職務にきちんと訓練されて有能な者が割り当てられており、大会の滑走が円滑に行われることを保証しなければならない。これに加え、トラックが完璧な状態にあり、選手、選手以外の参加者及び観客の安全を保証することも、競技委員長の義務である。

5.6. 技術的装置

（必要な技術的装置：）

- スタート、フィニッシュ及び計時係間の音声通信

- 競技委員長とジュリー間の音声通信
- 包括的なラウドスピーカー装置
- 検定済みのランナー温測定機器を最低 2 台
- 電動計時装置
- チームキャプテンズミーティングのための部屋
- 十分な数の更衣室と衛生的なトイレ
- デジタル表示付きの計量機（毎年検定されている）
- 十分な数の輸送車両
- 救急室
- 医療体制
- ドーピング検査室
- トラックの監視カメラ
- 用具検査に適した部屋
- ジュリーのためのインターネット接続
- 十分な数のコンピューターとコピー機
- 掲示板（スコアボード）
- スタートが許可されたことがわかる視聴覚的装置
- そり置き場を隔離するためのフェンスとテープ
- 十分な数量のそりを置くことに適した台

5.7. 責任保険

主催者は、十分な公的責任保険に加入しなければならない。

保険は、大会に関して責任を F I B T スタッフも補償範囲にしなければならない。

5.8. 主催者のさらなる義務

すべての F I B T 競技大会の主催者の義務は、F I B T と大会主催者の各国連盟の間の契約の枠組みの中に書面で定められる。

競技のリザルトは、大会終了直後にメディアと F I B T にただちに送付されなければならない。

練習及び競技のリザルトリストは、チームキャプテンにできるだけ早く配布されなければならない。可能であるならば、これらの結果をオンラインでアクセスできるようにしなければならない。

6. ジュリーと技術代表

6.1.1 審判員資格

任務を果たすため、F I B T 理事会により指名されたジュリーメンバーと技術代表は、F I B T 国際審判員資格を所持しなくてはならない。

すべての各国連盟は、F I B T 国際審判員資格を取得することに適切な者を推薦する権利がある。

この資格は、ボブスレー及びスケルトンの規則に関する試験に合格した人に与えられる。原則として、試験は、シニア世界選手権大会時及び異なる大陸で開催されるワールドカップの大会時の年 2 回開催される。各国連盟は、試験の 1 ヶ月前までに、F I B T 事務総長に被推薦者を書面で登録しなければならない。

6.1.2 マテリアル検査官資格

業務を遂行するため、F I B T 理事会により指名されたマテリアル検査官は、F I B T 国際マテリアル検査官資格を所持しなくてはならない。

すべての各国連盟は、F I B T マテリアル検査官資格を取得することに適切な者を推薦する権利がある。

この資格は、ボブスレー及びスケルトンの規則に関する試験に合格した人に与えられる。原則として、試験は、シニア世界選手権大会時及び異なる大陸で開催されるワールドカップの大会時の年 2 回開催される。各国連盟は、試験の 1 ヶ月前までに、F I B T 事務総長に被推薦者を書面で登録しなければならない。

6.2. 任命

F I B T 理事会が、ジュリー及びマテリアル検査官を任命する。各国連盟は、候補者を推薦することができる。

A. 冬季オリンピック競技大会

- ー技術代表 1 名あるいは 2 名
- ージュリープレジデント 1 名
- ージュリーメンバー 2 名
- ージュリーアシスタント 2 名（必要な場合）

B. シニア世界選手権大会

- ージュリープレジデント 1 名
- ージュリーメンバー 2 名

C. ジュニア世界選手権大会、コンチネンタル選手権大会、ワールドカップ、インターコンチネンタルカップ

- ージュリープレジデント 1 名
- ージュリーメンバー 2 名

D. ヨーロッパカップ及びアメリカズカップ

- ージュリープレジデント 1 名
- ージュリーメンバー 1 名あるいは 2 名

E. （その他の）国際競技大会

- ー大会の管理監督をし、F I B T を代表するジュリープレジデントあるいは技術代表 1 名、

6.3. 権限

6.3.1. ジュリー

ジュリーは、当該競技大会における最高権威であり、F I B T 国際競技規則に照らして最終決定権を有し、大会を指揮する。

ジュリーの決定は、最終であり、議論の余地はなく、即効である。

さらに、ジュリーは、以下の事項に責任を有する：

- 氷温を変更させること
- そりの交換
- ランナーの交換
- 滑走のやり直し
- 練習滑走回数の削減
- 競技大会の中断と中止（競技委員長とトラック管理者との協議の結果）
- 競技参加者数の削減
- 規則違反のペナルティー
- スタートの溝の長さ
- パイロットスケルトンの数
- 温度及び重量検査
- 抗議への対応措置
- 選手の競技参加の禁止
- 危険な場合のトラックの閉鎖

6.3.2. 技術代表

冬季オリンピック競技大会を除き、ジュリープレジデントは、自動的に技術代表も兼務する。冬季オリンピック競技大会では、ボブスレー技術代表及びスケルトン技術代表がいる。技術代表は、新しいトラックで行われる競技大会においても、任命されることがある。この大会に関する決定は、ジュリーによって行われる。

6.3.3. 出席

ジュリープレジデントは、最初のチームキャプテンズミーティング時から任務対応可能になっていなければならない。ジュリーは、公式練習の始まりから表彰式の終わりまで国際競技規則の遵守について責任を有する。ジュリーメンバーに欠席者がいる場合、F I B T は、代理を任命する。

6.3.4. 経費

F I B T 執行管理委員会は、ジュリー及び技術代表の費用弁済許容額を毎年決定し、すべての関係者に通知文書により連絡する。

6.3.5. 検査権

技術代表及びすべてのジュリーメンバーは、練習と競技滑走の間、事前通告なしに、競技運営に必要なすべての技術的装置及び施設を検査する権利を有する。

6.3.6. 特別権限

ジュリーは、規則に記載されていない競技に関するすべての決定をおこなう責任を有している。

7. 競技委員長

7.2. 任命

競技委員長は、主催者により任命され、すべての F I B T 公式競技大会においては、F I B T 国際審判員資格を所持していなければならない。

7.3. 職務

競技委員長は、F I B T 国際競技規則に従って大会を整然と運営するために必要な全ての処置が、ジュリーの監督下で確実に行われるようにする責任を有する。この中には、チームキャプテンズミーティング、練習滑走及び競技滑走の進行が含まれているものとする。

いかなる土壇場の必要な変更でも、ジュリーとスポーツディレクターが前もって同意していなければならない。

競技委員長は、降雨、降雪あるいは日光のあたる場合には日除け幕の使用を指示するものとする。競技委員長は、全ての決定をジュリープレジデントに、ただちに報告しなければならない。

8. 一般規定

8.1. 競技年度

F I B T の競技年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

8.2. 法的責任

F I B T は、競技大会の割り当てあるいは大会運営に起因する事故、損害あるいはその他申し立てに関する法的責任を有していない。

8.3. アマチュア規程

I O C 規則が、本規則で適用される。

8.4. ライセンス

すべての選手は、スケルトンの大会に参加する前に、F I B T 国際ライセンスに関して自国の各国連盟により電子登録されていなければならない。F I B T 国際ライセンスの獲得可能最低年齢は 15 歳とする。18 才未満の選手は、スケルトンの訓練をするためには、両親または合法的な保護者の許可が必要となる。

両親または合法的な保護者は、許可証の書面に署名しなければならず、署名は認定されていなければならない。

F I B T 電子ライセンスは、全ての項目が記載され、各国連盟の会長あるいは正規に委任されている役員によって認定されており、デジタル写真を添付して提出されていなければならない。

ライセンスは、全ての項目が記載され、各国連盟の会長あるいは正規に委任されている役員によって認定されており、デジタル写真を添付して提出されていなければならない。

ライセンスの登録をすることによって、各国連盟は、選手に関する以下のことを確認する。

- ①健康診断を受けており、スケルトンの医学的要求に合致していること。
- ②スケルトンの練習及び競技の過程で派生する事故に対する保険に入っていること。
- ③責任に対する保険に入っていること。
- ④F I B T 国際競技規則及びアンチ・ドーピング規則を認識していること。
- ⑤F I B T 国際競技規則及びアンチ・ドーピング規則の遵守を確約したことを書面としたこと。

ライセンスは、1 競技シーズン（10 月 1 日から 9 月 30 日まで）有効とする。

8.5. 保険

F I B T 会員（各国連盟）は、自国の各選手が事故及び傷病に対して十分で、第三者に対しても適合する保険に加入しているようにしなくてはならない。傷病保険は、事故の際に起きるすべての危険に完全に対処していなければならない。

8.6. エントリー

F I B T 会員（各国連盟）は、大会開催要領に定める締切日までに、競技大会に参加する選手を、大会主催者にインターネット入力で報告しなければならない。各国連盟は、F I B T 事務総長にエントリー提出責任者名を報告しなければならない。

チームキャプテンの名前は、最初のチームキャプテンズミーティング時に Jury に告知されなければならない。

各国連盟は、大会に参加する選手を選出する権利を有している。

エントリー代は大会主催者に支払われるものとし、選手 1 名につき 25 ユーロ相当額とする。

大会開催要領に定める締切日が遵守されなかった場合、エントリー代の 2 倍の金額でエントリーを受け付けてもよい。

エントリーは、いつでも取り消すことができる。既に支払われたエントリー代は返却されない。

8.7. 規則の認知

競技大会にエントリーすることにより、参加者（選手、チームキャプテン、コーチ及び支援スタッフ）は、F I B T 規則に拘束されることを受諾したこととなる。

8.8. コース記録（トラックレコード）とスタート記録

コース記録とスタート記録は、公式の F I B T 国際競技大会中に達成されたもののみが F I B T 公認となる。記録達成後、選手は重量検査とそり検査を受けなければならない。F I B T 国際規則に違反していないことが確定するまで、記録は認められない。

8.9. ドーピング検査

ドーピングは禁じられている。

F I B T 理事会は、F I B T の全競技大会時及び競技大会外のいかなる時でもドーピング検査を行うことができる。

ドーピング検査は、F I B T アンチ・ドーピング規則に従って行われる。

F I B T 理事会は、これら検査の実行を国際的専門機関に委任することができる。

F I B T 国際ライセンスに署名することにより、選手はF I B T アンチ・ドーピング規則を受諾し、F I B T 理事会により規定された検査に従うことを確約したこととなる。

同意書に署名することにより、選手、チームキャプテン、技術スタッフ、コーチ及び支援スタッフは、新F I B T アンチ・ドーピング規則を認識していることとなる。

8.10. ルール違反

ジュリーは、最初のチームキャプテンズミーティングから表彰式の終わりまで、F I B T 国際競技規則の遵守について責任を有する。

違反があった場合、ジュリーは、行為の度合いにより、F I B T 国際競技規則違反のペナルティーを決定する。

- －警告
- －罰金
- －当該競技大会の失格
- －他の競技大会の失格に関するF I B T 理事会への申請
- －ライセンス取り消しに関するF I B T 理事会への申請

国際ライセンスの取り消しに関する最終決定がなされる前に、関係選手及び選手の所属する各国連盟には反対弁論をする権利がある。

罰金はジュリーによって徴収され、集められた罰金はF I B T に振り込まれる。

8.11. スポンサーシップと広告宣伝

F I B T とそのメンバー会員（各国連盟）は、商業的な企業あるいは団体組織と契約を結ぶことができる。

8.12. 用具上の商標

8.12.1. F I B T の所有権

スポンサー広告あるいは類似した展示のためにF I B T が所有する箇所は、F I B T 広告ガイドラインで指定される。このガイドラインの指示は、常時遵守しなければならない。ガイドライン違反は、罰される。

8.12.2. 利用自由な広告箇所

F I B T 広告ガイドラインに従って F I B T に割り当てられた箇所を除き、そり、用具及び選手に、制約なく広告を掲示することができる。

9. 競技会場の医療

9.1. 競技医

練習及び競技滑走の期間中、以下のものが会場で利用可能になっていなくてはならない。

- 救急医学の知識のある医師（医学専門家） 1 名
- 2 台の救急車

大会主催者は、上記の要求を十分に尊重する保障について責任があるという、この規定に留意しなくてはならない。F I B T 医事委員会は、上記に対する例外規定を決定する。ジュリープレジデントは、公式練習の開始前に、これらの例外規定を周知されなければならない。

競技医の職務は以下のとおりである：

- 選手の負傷や病気を応急処置すること
- 負傷または病気の選手の医療機関への護送を指示監督すること

競技医は、それぞれの選手診察の後に「傷害登録調書」を作成しなければならない。

競技大会が終わったとき、すべての調書は封印された封筒に入れられ、ジュリープレジデントに渡される。ジュリープレジデントは、ただちに、封筒を F I B T 医事委員会に送付するものとする。

転倒後はいかなる場合でも、練習及び競技に続けて参加できることを医学的に判断された許可を受けるために、選手は競技医の検査を受けなければならない。

競技医は、頭部傷害の疑いがある場合、当該選手がその後の競技に参加することを禁止する権利を有する。参加禁止をした場合、競技医は、事故に遭った選手が競技続行できない旨を、ただちにジュリープレジデントに報告しなければならない。これにより、必然的に、当該選手は競技から公式に除外されたことになる。

負傷のために選手が競技から除外された場合、競技医は、「深刻な負傷による競技からの除外選手リスト」を作成し、ジュリープレジデントに提出しなければならない。ジュリープレジデントは、ただちに、この調書を F I B T 医事委員長に転送するものとする。

9.2. チーム医

頭部傷害の場合、チーム医は、当該選手の競技大会からの除外を決定する。各国チーム医がいな場合、競技医が決定するものとする。

10. 競 技

10.1 公式練習

公式練習への参加は競技に申込んだ選手のみが許されている。

競技大会(練習と競技)中、選手は公式日程以外のトラックでの滑走はできない。

F I B T 理事会のみが、例外規定を認定することができる。

A 冬季オリンピック競技大会及びシニア世界選手権大会

競技の直前に、6本の公式練習滑走が行われなければならない。

B コンチネンタル選手権大会、ワールドカップ及びインターコンチネンタルカップ

競技の直前に、3日間で最低6本の公式練習滑走が行われなければならない。

C ジュニア世界選手権大会、ヨーロッパカップ、アメリカズカップ

競技の直前に、3日間で最低6本の公式練習滑走が行われなければならない。

D （その他の）国際競技大会

大会主催者が、公式練習滑走の本数を決定する。最低3本の公式練習滑走が行われなければならない。

F I B T 理事会は、F I B T 公式競技大会の公式練習日数あるいは公式練習滑走数の変更をすることができる。ただし、公式練習日数あるいは公式練習滑走数の変更は、大会開催要領で告知されなければならない。

全ての F I B T 公式大会において、転倒なしで2本の練習滑走を行った選手は、競技大会への参加が認められる。

10.1.1 練習中のスタート順

参加国のスタート順は、最初のチームキャプテンズミーティングで抽選される。できる限り、練習滑走は「国グループ」に従って行われる。

練習滑走の連携（複数国による国グループ編成）は、10人を超えてはならない。

公式練習が2日または3日間行われる大会のスタート順は以下のとおりである。：

第1日目：（抽選番号）1番の国から最後の国まで

第2日目：（抽選番号）最後の国から1番の国まで

第3日目：F I B T ランキングに従ったスタート順（男女の滑走を分けて）

10.1.2 練習中のトラックの状態

できる限り、練習の最終日は、競技と同じ時間帯に行われ、トラックは競技の際の状況と同じく準備されなければならない。最後の練習滑走終了後、トラックの形状を変更してはいけない。

10.1.3 スタートの溝

スタートの溝は、練習の初日にジュリーによって決定され、ジュリーの指示によってのみ修正できる。両方の溝は、スケルトンのランナー（直径16mm）に適応するように作成されなければならない。

10.1.4 選手の交替

練習期間中、いかなる時でも参加選手を同じ各国連盟の別の選手と交替することができる。ただし、代替選手が、日程変更をせずに、不転倒の練習滑走の最小限の数（2 本）を完走できる場合のみ、選手の交代が可能である。

公式練習以外の滑走（例えば、パイロットスケルトンあるいはゲストとして）を行う選手は、その後の競技に参加することはできない。ジュリーは、このような選手がチーム競技に参加することを例外として認めることができる。ただし、この例外措置は、最初のミーティングにおいて、各チームキャプテンに言明されなければならない。

二重大会（ダブル大会）の場合：

同一トラックにおけるワールドカップ及びインターコンチネンタルカップのダブル大会において、各国連盟は、1 つめの大会に参加した選手と異なる選手を 2 つめの大会に登録してもよい。

このような対応をする連盟は、選手割り当てに対応する練習滑走数のみが割り当てられるため、練習滑走本数を所属選手間で分配しなければならない。

同一トラックにおけるアメリカズカップ及びヨーロッパカップのダブル大会においても、各国連盟は、1 つめの大会に参加した選手と異なる選手を 2 つめの大会に最大限に登録してよい。この選手には、他の選手と同じ本数の練習滑走が割り当てられる。

代替選手は、有効な国際ライセンスを保持していなければならない。

10.2 競技

10.2.1 競技滑走

F I B T の大会は、4 本、3 本あるいは 2 本の滑走（ヒート）が行われる。

A 4 本滑走の大会

原則として、オリンピック冬季競技大会及びシニア世界選手権大会は、4 本の滑走が行われる。不可抗力が生じた場合、滑走本数の削減をすることができる。選手権が成立するためには、最低 2 本の滑走が必要である。

B 3 本滑走の大会

ワールドカップは、3 本の滑走が行われる。不可抗力が生じた場合、滑走本数の削減をすることができる。大会が成立するためには、最低 1 本の、抽選に参加した全選手の滑走が必要である。

C 2 本滑走の大会

コンチネンタル選手権大会、ジュニア世界選手権大会及びその他全ての F I B T 公式大会は、2 本の滑走が行われる。大会が成立するためには、最低 1 本の、抽選に参加した全選手の滑走が必要である。

10.2.2 スタート順

2 本滑走の大会のスタート順は以下のとおり：

1 本目滑走 1 から最後

2 本目滑走 20 位から 1 位、1 本目滑走の順位にしたがって

3 本滑走の大会のスタート順

1 本目滑走 1 から最後

2 本目滑走 20 位から 1 位、1 本目滑走の順位にしたがって

3 本目滑走 10 位から 1 位 2 本目滑走の順位にしたがって

4 本滑走の大会のスタート順

1 本目滑走 1 から最後

2 本目滑走 20 位から 1 位及び 21 位から最後、1 本目滑走の順位にしたがって

3 本目滑走 1 位から最後、2 本目滑走後の順位にしたがって

4 本目滑走 20 位から 1 位、3 本目滑走後の順位にしたがって

10.2.3 スタート順システム

大会が成立するために、最低 3 カ国から 6 人の選手が参加していなければならない。

A 冬季オリンピック競技大会及びシニア世界選手権大会及びジュニア世界選手権大会

選手は、F I B T ランキング表の最新ランキングに従い、スタートナンバーを選択する。

種目別ランキング表の首位の選手は、一番目の選択権を有する。第 2 位にランクされている選手は二番目の選択権、以下同様の選択権を有する。

配布手続きの最後に、配布の対象外のスタートナンバーがある場合、ジュリーは、スタートナンバーの公式配布の対象外であった選手に、残っているナンバーを割り当てる。

スタートナンバーの配布が内部分配（チームキャプテンズミーティング時）の場合、スタートナンバーは、チームキャプテンによって抽選される。

B コンチネンタル選手権大会、ワールドカップ、インターコンチネンタルカップ、ヨーロッパカップ及びアメリカズカップ

前シーズンの F I B T ランキング表に基づいて、シーズンが開始する。参加している、最新 F I B T ランキング表の上位 10 名の選手は、スタート順を抽選される。他の全ての選手は、現在の F I B T ランキング表に従ってスタートする。

ポイントを獲得していない選手は、最後のグループで抽選される。

ジュリーは、公開で抽選を行う。コンピューターによる電子的抽選でもよい。選手は、競技中、彼らのスタートナンバーを保持するものとする。

10.2.4 スタートナンバー

F I B Tは、スポンサーに関係するスタートナンバー（そり及びシャツ）に関する権利を有する。

スタートナンバーシャツは、レースと表彰式の間着用されなければならない。スタートナンバーシャツを側面に沿って縫ってもよいが、いかなる空気力学的改造やいかなる補強接着もしてはいけない。

F I B Tは、そり用のスタートナンバーを選手に支給する。

そり用のスタートナンバー(18cm×12cm以下)はそりの背面の下部3分の1に付けなければならない。

スタートナンバーは、いかなる修正もしてはいけない。

10.2.5 選手及び滑走姿勢

全ての競技滑走は同一選手によって行われなければならない。

競技医及びジュリーは、精神的あるいは肉体的に不適切な状況の選手を競技大会から除外することができる。

頭が先でうつ伏せの姿勢（腹ばいに横たわっている）のみが認められている。スタート（50m地点の計時が開始した時）以降、競技滑走中、選手はそりに触れていなければならない。

選手はそりの上でフィニッシュラインを通過しなければいけない。

フィニッシュラインのフォトセルは、選手のヘルメットにより切られなければならない。

10.2.6 競技中のトラックの状態

トラックは、ジュリーと競技委員長とトラック責任者の間で合意の上、準備される。

降雪の場合、定期的に予定された時間どおりの日程の進行が可能か確認しなければならない。スタートタイム測定箇所（50m）までのスタート地点の氷面には特段の注意を払わなければならない。トラックは、定期的に掃かなければならない。

10.2.7 トラックウォーク

トラックウォークのための時間は、競技委員長とジュリーの合意の上決定され、最初のチームキャプテンズミーティングで発表される。発表された時間以外のトラックウォークは、認めない。滑走中にトラックに入ることは、絶対に禁止する。

競技日においては、トラックウォークは行われない。

10.2.8 スタート

ジュリーは、スタートブロックの後方に、スタート準備のために必要な静寂を選手に与える場所を定める。この場所は、選手、1 人のコーチ及びジュリーのみが入ることができる。

スタート時にスタートブロックの上に立ってもよいが、後方の端をまたいではいけない。スタートライン(最初の計時地点)ははっきりと見えるようにしなくてはならない。

選手は、招集後にスタートにいないなければならない。

スタート係（スターター）は、聴覚的及び視覚的な信号によりトラックになにもないことを伝える。

スタートする選手は、30 秒以内に最初の計時装置を作動させなければならない。

選手はそりを押して加速させてもよい。

練習滑走及び競技滑走中、スタートの手續きにおいて、いかなる外部からの手助けも禁じられている。

10.2.9 選手数の削減

エントリーしたスケルトンの数がトラックの能力を超えている場合、ジュリーは競技委員長の同意を得て、参加者数の削減ができる。

エントリーしたすべての選手は、一回目の滑走には参加できる。

選手数は、各滑走（ヒート）の前に削減することができる。

このような場合でも、スタート順は変更しない。

10.2.10 競技の中断と中止

ジュリーは、競技委員長及びトラック責任者と相談の上、以下の様々な理由などにより、滑走の中断あるいは競技の中止をすることができる：

- トラックが損傷した時
- 悪天候の時
- 計時あるいはその他技術的装置が作動しない時

中断があった後、スタートする選手には適当な長さの準備時間が与えられなければならない。

10.2.11 再滑走

選手に過失のない異常があった場合、ジュリーの承認を得て再滑走を行うことができる。

再滑走は、選手のスタート準備ができ次第ただちに行われる。

10.2.12 中止大会の代替

競技大会が中止となった場合、F I B T 理事会は、後日同じトラックあるいは他のトラックで代替大会を開催することを決定できる。

以下の選手が、代替大会に参加することができる：

- a) 中止となった大会がスタートナンバーを支給する前に中止となった場合は、全ての参加希望選手。
- b) 中止となった大会のスタートナンバー受領後に中止となった場合は、受領した選手のみ。

もう一度、スタートナンバーの抽選が行われる。

10.2.13 試滑走そり（パイロットスケルトン）

ジュリーは、試滑走そりの数を決定する。大会主催者は、最低3台の試滑走そりを用意しなければならない。スケルトン競技の前にはスケルトンのみを使用されなければならない。

試滑走そりの数が不十分であるとジュリーが判断した場合、ジュリーは、競技のスタート順の最後の順から、選手を試滑走そりとしてもよい。この選手は、試滑走後（競技のスタート順に従って）ただちに滑走することとし、試滑走は競技大会結果として有効とみなされる。

大会主催者は、試滑走そりの選出に関して全責任を負うものとする。

10.2.14 計時

計時は電気的あるいは電子的に行われる。それぞれ独立した回路となっている2つの計時設備が作動するようにしなくてはならない。100分の1秒単位まで計測されなければならない。

100分の1秒単位で同タイムの場合、同順位とする。

5つの中間タイムが表示されなければならない。

最初の間タイムはスタートタイム（50m）に対応するものである。

残り4つの中間タイムは、トラックの残りの部分に、均等に割り振られていなければならない。

大会主催者は、練習及び競技中に計測された全てのタイムを印刷し、参加国に配布しなければならない。

2人以上の選手が、1本目あるいは2、3本目で同タイムとなった場合、同タイムの選手の2本目あるいは3、4本目のスタート順はスタートナンバーに従って、決定されなければならない。このような場合、最も高いスタートナンバーの選手が最初に滑走するものとする。

最終滑走前に参加者の削減が行われた場合、削減対象となった選手は、削減される直前の最終結果が競技結果となる。最終滑走において、選手が転倒、不出発あるいは失格となった場合、この選手の最終順位はないものとする。残りの選手は、ランキング表において順位が上がることとなる。

10.3 そり置き場（パルク・フェルメ）

そり置き場（パルク・フェルメ）は、あらゆる大会で利用される。

そり置き場（パルク・フェルメ）は、バリケードフェンスあるいはテープにより周囲を区切られているものとする。

10.4 用具及び設備

10.4.1 そり

原則として、全ての滑走において同じそりが使われなくてはならない。そりが損傷して即時に修理できない場合、ジュリーの承認を得て予備のそりを使用することができる。

すべてのそりが、競技大会の前にマテリアル検査官またはジュリーによる承認を受け、F I B T ラベルを保持していなければならない。

ジュリーの裁量によって使用される予備のそりは、使用された競技滑走の直後に、マテリアル検査官またはジュリーに承認されなければならない。

10.4.2 ランナー（総則）

F I B T のカレンダーに掲載されている全ての F I B T 公式競技大会（オリンピック冬季競技大会、シニア世界選手権大会、ジュニア世界選手権大会、コンチネンタル選手権大会、ワールドカップ、インターコンチネンタルカップ、ヨーロッパカップ、アメリカズカップ）では、F I B T 標準ランナー（標準材）のみが認められている。

F I B T のジュリーやマテリアル委員会は、ランナー鋼の真偽をいつでも検査できる。

ランナー鋼の真偽を立証するため、検査には、ランナー材の組成分析及びランナー鋼の硬度検査を含めてもよい。

原材料の除去による F I B T 標準ランナーへの幾何学的な変更（F I B T 標準ランナーを切削して形状を変えること）のみが認められている。いかなる形であれ、材料（ランナーブロック及びランナーポストを除く）を付加することはできない。

あらゆる推進力の使用は禁じられている。

同一日の競技滑走間のランナーの交換は、損傷があり、ジュリーに承認を得た場合のみ認められる。

ジュリーの裁量権において、ランナーはいかなる時でも、特殊装置を使用する検査を受けることがある。不確定なものが検出された場合、ランナーを押収し、更なる検査のために専門研究機関に送付してもよい。

冬季オリンピック競技大会及びシニア世界選手権大会においては、競技の前に全面的検査が行われる。

10.5 技術検査

競技に参加するそりは、そり置き場（スタートエリアのパルク・フェルメ）なくてはならず、割り当てられたスペースに置かれなければならない。

ジュリーが別に定めない限り、ランナーを付けたそりは、割り当てられたラックに置かれていなければならない。

そりの準備作業（ランナー装着を含む）は、スタート 45 分前までに完了しなくてはならない。

そりをカバーしてはいけない。

そりは、きれいにされたランナーとともにそり置き場（パルク・フェルメ）に持ち込まれなければならない。

スタート 45 分前以降、そりあるいはランナーへのいかなる作業も認められない。ランナーの変更及びそり部品の交換も禁じられている。そりをスタートに携帯しなければいけない者のみが、そり置き場（パルク・フェルメ）に入ってもよい。

滑走のインターバルの間、そり置き場（パーク・フェルメ）は 10 分間開放される。道具箱あるいはその類似品をそり置き場に持ち込むことは禁じられている。

また、手袋をはめたり、他の方法で手を覆うことも禁じられている。

この時間内に、ジュリーの点検後、搔き傷のみに対しては作業をしてもよい。

ランナーは、F I B T 支給の研磨材を使用して磨くことのみができる。

ランナーは、そりに取り付けられたままでなければならず、ランナーを調節するために、割り当てられたスペースからそりを移動させてはならない。その他の材料または製品の使用は禁じられている。このルール違反は、大会からの即時失格となる。

ジュリーは、F I B T 支給の研磨材を、使用されたかどうかに関係なく、いつでも押収することができる。

ジュリーのみが、F I B T マテリアル委員会の同意のもと、技術的問題でそりに行われる修理作業に関する許可を与えることができる。

それぞれの滑走のインターバルの間、ジュリーの許可なしで作業を行ってはならない。

一組のランナーが競技中に損傷し、即時修理が不可能である場合、ジュリーの許可を得た後、選手は新しいランナーのセットを使用することができる。新しいランナーは、F I B T 国際競技規則の規定に適応したものでなければならない。

競技に参加するすべてのそりとランナーは、技術的な検査を受ける対象となる。ジュリーは、検査の対象となるそり及びランナー、検査する日時を決めるものとする。その他の用具も、検査対象とすることができる。ジュリーは、これら検査を実施する F I B T マテリアル委員会のメンバーを、任命することができる。

違反容疑のある場合、そりの部品を押収し、技術的検査を行うことができる。検査は、競技会場内の移動研究所で行うことができる。この場合、ジュリーはすぐに研究所結果を評価し、相応の判定を下すものとする。

技術検査が競技会場外の研究所で大会後に行われる場合、検査結果は F I B T 理事会に送付される。当該研究所は、F I B T 承認になっていなければならない。手順は、国際競技規則の付属書に従っていなければならない。

検査結果が国際競技規則に違反していることが確認された場合、F I B T 理事会は、相応の判定を下すこととする。この場合、関係の各国連盟は、検査及び評価に関する費用を支払わなければならない。理事会の決定は、議論の余地のないものとする。

国際競技規則違反と決定した場合、自動的に当該競技大会の失格となる。

極端なケース（例えばランナーの不正改造）の場合、F I B T 裁定委員会は、当該競技シーズンの残りの大会の出場停止という最高刑までの、さらなるペナルティーを判決するものとする。

10.6 ランナーの直径

ジュリーあるいはF I B Tマテリアル委員会は、ランナーの直径をF I B T公式ゲージと照合をする。

ランナーの直径は、ゲージの照合箇所より小さくてはいけない。

10.7 ランナー温の計測

ランナー温は、ジュリーの指示に従って、スタートの前に計測される。両方のランナーの温度は、検温針及び少なくとも摂氏+30 度から-20 度までの温度表示面がある電子的計測機器によって計測されなければならない。

大会主催者は、2つの電子計測機器を用意しなくてはならない。1つはジュリー用で、もう1つは競技に参加している選手用である。

ランナー温は、ランナーポスト付近のランナー側面で計測される。

検温針は、温度表示が一定になるまでランナーにあてられたままになっていなければならない。

競技に使用されるそりに装着されたランナーの温度と基準ランナーの温度差は摂氏4度を超えてはならない。基準ランナーの温度が-14度以下であった場合、ランナー温は-10度でもよい。選手のランナー温が許容範囲を越えていた場合、最初の温度測定直後に、もう一度基準ランナーとそりに装着されたランナーの温度測定が行われなければならない。2度目の測定値が許容範囲を超えていた場合、即時の失格となる。この数値は、温度測定記録に記録される。

この際に、公式掲示板に掲示される温度は、更新されない。更新は、15分おきに行われる（第10.8項）。

そりは、スタートエリアの割り当てられたスペースからランナー温計測をする所まで運ばなければならない（選手の身体から離されているランナーを付けて）。（身体に）雪または氷をつけてランナーに触れることによってランナー温を下げることは、認められない。

10.8 基準ランナー

基準ランナーの温度は、以下の手順で計測される。

- a) 基準ランナーは、競技開始の1時間前に外気中に吊り下げられあるいは置かれ、競技に参加するそりと同じ気象条件でなくてはならない。基準ランナーを外気中に置いた時、基準ランナーの温度は摂氏+18度から+22度の間でなくてはならない。
- b) 基準ランナーを外気中に置いた時の基準ランナーの正確な温度は、スタートエリアにおいて誰でも見ることができるよう掲示板に記されなくてはならない。この掲示板には、気温と氷温も記される。
- c) 基準ランナーの温度は、ランナーポスト付近のランナー側面で計測される。
- d) この掲示板の温度は、以下のとおり更新されていく：
 - 最初の更新は、競技開始45分前
 - 競技開始10分前及び2本目滑走開始10分前

－続いて、15 分ごとに更新

特殊な気象条件（高温）の場合、スタート前で温度検査後に、ジュリーは雪上あるいは氷上にそりを置くように、選手に指示することができる。

10.9 ランナークリーニング

ランナーは、F I B T 支給の特殊洗浄剤により滑走の前に清拭される。

F I B T 標準材（のランナー）を使用しなくてはならないすべての大会において、すべてのランナーは同じ方法でサンドペーパーにより磨かれる。（これにより）材料の特有な量を取り除かれたことが明白にならなければならない。そのようにならない場合、十分に材料が除去されるまで、この作業は繰り返されることとなり、ジュリーの要請に応じて、より大きな粒度のサンドペーパーを使用してもよいものとする。

（使用する）サンドペーパーのグレードは、F I B T がシーズン開始の前に決定する。

特定のトラックにおいて、ジュリーは異なるグレードのサンドペーパー（の使用）を要求することができる。

10.10 重量

重量は、重量計によって検査される。

ジュリーの判断により、重量はいつでも検査できる。

そりと選手は、競技滑走終了直後に、ジュリーの要請に基づき、計量されなければならない。そりあるいはその他の用具にいかなる変化もつけてはいけない。その上で、第1回目の計量が行われる。すべての選手は、必要に応じて、再計量を要請することができる。再計量において、選手には、そりについた氷や雪を除去するための持ち時間が、最大5分間与えられる。この作業は、ジュリーの監視下にて行われなければならない。第三者による援助は、認められない。

計量数値は、計量記録に記録されなければならない。

そり及び競技用具含む選手の総重量は 115kg を超えてはいけない。（女子は 92kg）

その重さは 43kg を超えてはいけない。（女子は 35kg）

そり及び競技用具を含む選手の総重量が 115kg（女子は 92kg）を超えている場合、その重量は 33kg を超えてはいけない。（女子は 29kg）

~~ユースオリンピック大会における重量；~~

~~そり及び競技用具含む選手の総重量は、男子は 105kg、女子は 90kg を超えてはいけない。~~

~~その重さは男子 37kg、女子は 32kg を超えてはいけない。~~

~~そり及び競技用具を含む選手の総重量が男子は 105kg、女子は 90kg を超えている場合、その重量は男子は 31kg、女子は 29kg を超えてはいけない。~~

許容最重量に達するまで、おもりを装着してもよい。おもりは、フレームまたはサドルにしっ

かりと付いていなければならない。選手の体におもりをつけることは禁じられている。

10.11 電子計測機器及び用具

トラックがF I B Tの管理下にある期間中（公式練習及び競技）、そり、選手及びトラックに電子的あるいは電氣的な計測機器を使用することは禁じられている。

公式制作者が所有しているTVカメラは、本規則の対象外とする。

例外として、F I B Tあるいは当該大会ジュリーは、特定の計測機器を許すことができる。この場合、すべての参加者に計測結果を周知されるようにしなければならない。

10.12 その他の用具

A. ヘルメット

安全なヘルメットの着用は、すべての競技大会で公式練習及び競技の両方とも義務づけられている。

外殻（帽体）及び詰め物（内装パッド）が頭部と少なくとも耳の周辺を覆っているヘルメットだけが認められている。

F I B T競技大会に参加する選手は、自国の国内連盟により承認された安全なヘルメットを着用しなければならない。

スポイラー付きあるいは突出している縁のヘルメットは認められない。

ヘルメットの底部の縁は、市販で通常に利用可能であるヘルメットの形をしていなければならない。あごあてと留め金を過度に低い位置にしてはいけない。

あごあて、バイザー及びこれらを付けるための金具類のみ、突出してよいものとする。ただし、これらに空気力学的な覆いをしてはいけない。

安全上の理由により、すべてのヘルメットは、表面が滑らかでなければならない。

安全なヘルメットは、

- －いかなる付加的な空気力学的要素あるいは粘着テープ（バイザー及びゴーグルのストラップを固定するためのものを除く）があってはならない。
- －ヘルメットの外殻（帽体）には、バイザーの収納部以外にくぼみがあってはならない。
- －詰め物（内装パッド）は、最大3 cmまで外殻の下にはみ出てもよい。

B. 靴

そりを押すために、選手の靴にスパイクを使用してもよいが、スパイクはブラシ状でなければいけない。

スパイクの最大直径は1.5mm、長さは5mmを超えてはいけない。靴1足につきスパイクの量は、250本未満ではいけない。靴カバーは禁じられている。

C. 衣類

半ズボン、半そでの競技服は禁じられている。

空気抵抗軽減部品をつけることは競技服の外側も内側も禁じられている。

競技服がフード付きである場合、フードは完全に着用されるか完全に競技服から外されていなければならない。競技服のフードは、中にたくしこんだり、丸められたり、所定の位置に縫いつけたり、選手の頭部をカバーするという本来の目的以外のファッションで使用したりしてはいけない。

競技服は、コーティングされていない織物あるいはニット織物でなくてはならない。

10.13 表彰

A. F I B T選手権大会

F I B T公式選手権大会において、F I B Tは第1位、第2位及び第3位の選手に、金、銀及び銅メダルを授与する。第4位、第5位、第6位の選手には、記念メダルを授与する。大会主催者は、選手に栄誉的な賞品を授与する。

B. F I B T公式競技大会

大会主催者は、第1位から第6位の選手に栄誉的な賞品を授与する。

10.14 表彰式

表彰式は、抗議提出の期限後速やかに行われなければならない。

ドーピング検査及び技術検査は表彰式後に行うものとする。

すべてのF I B T選手権大会とF I B T公式競技大会において、上位3選手の国旗が揚げられなければならない。優勝者の国歌も演奏されなければならない。

10.15 抗議

原則として、抗議は、関係する事件の直後あるいは競技の終了後5分以内に Jury に口頭で伝えられなければならない。その上で、抗議の根拠を、競技の終了後20分以内に Jury に書面で提出しなければならない。

口頭による抗議をしなければ、その後に書面による抗議も行えない。

個々のチームキャプテン/国のみが、口頭及び書面による抗議を行うことができる。（集団的な抗議は認められない。）

抗議申込みの時間が経過した後は、いずれの抗議も受け入れられない。

100 ユーロ相当の抗議料が、書面による抗議の提出時に支払われる。

抗議が認められなかった場合、抗議料はF I B Tのものとなる。抗議が認められた場合、抗議料は申請者に返還される。

競技中に提出された抗議に関する決定は、出来る限り速やかに行われ、抗議に関係する者の抗議が認められなかった場合でも支障なく競技が続行できるようにする。

競技終了後に抗議が行われた場合、Jury は、可能なかぎり抗議提出後1時間以内に決定を発表する。

ジュリー決定は多数決により決定する。多数決が同数の場合、ジュリープレジデントの票により決定する。ジュリーアシスタントは、投票権がない。

ジュリー決定が最終決定で、議論の余地はなく、ただちに効力を生じる。

11. ランキング表

11.1 競技シリーズのランキング表

ワールドカップ、インターコンチネンタルカップ、アメリカズカップ及びヨーロッパカップにおいて、シーズンの終わりに全体のランキング表が作成され、各競技シリーズ（カップレース）の1位、2位及び3位の選手が表彰される。

11.2 F I B T ランキング表

当該シーズンの間、各選手の最も良い競技結果（上から順に複数）を集計したものを、F I B T ランキング表とする。集計対象となる競技結果は、どの競技シリーズあるいは世界選手権大会の結果であってもよい。ランキング表は、数値補正されたランキング表として種々の割り当て決定の際に用いられる。

ジュニア選手は、別の方法で指名される。

ランキング表に集計される大会数は、当該シーズンにおける指定日までに開催されたワールドカップ大会数と同一とする。

インターコンチネンタルカップ、アメリカズカップ及びヨーロッパカップのF I B T ランキング表は、遅くとも火曜日に毎週更新される。ワールドカップに関しては、F I B T ランキング表は各大会後に更新される。

F I B T ランキング表は、当該シーズンのワールドカップ、インターコンチネンタルカップ、アメリカズカップ及びヨーロッパカップ並びに翌シーズンの各シリーズの初戦における**スタート順**を決定するために用いられる。

F I B T ランキング表は、オリンピック冬季競技大会と世界選手権大会における**国別割り当てとスタート順**を決定するために用いられる。

F I B T ランキング表は、次期シーズンのワールドカップ、インターコンチネンタルカップ、アメリカズカップ及びヨーロッパカップ大会の**国別割り当て**を決定するために用いられる。

各国のトップランクの選手たちによりワールドカップの国別割り当てを決め、次ランクの選手たちによりインターコンチネンタルカップの国別割り当てを決め、以降の選手たちは、アメリカズカップ及びヨーロッパカップの国別割り当てを決定するために用いられる。

シニア世界選手権大会においては、ワールドカップポイントが適用され、ジュニア世界選手権大会においては、付属書1に従い、新たなインターコンチネンタルカップポイントが適用される。

選手が 1 シーズン不参加であった場合、次シーズンの最初の大会において当該選手が獲得していた F I B T ランキング表ポイントの 50% が集計される。

同点の場合、すべてのランキング表において以下の決定基準が適用される：

- a) 最初に、最高ポイントのスコア；
- b) 次に、直前の大会のスコア（ワールドカップポイントは、他のレースポイントより優先される。）

12. 附則

12.1. 効力

この版は、2012 年 10 月 1 日から有効である。

12.2. 変更

F I B T 理事会は、国際競技規則の修正を決定する。

12.3 解釈

この規則の条項が複数の解釈が可能であるように曖昧に定義されている場合、書かれた条項の根本的な意味に適合する解釈を採用しなければならない。

付属書 1. F I B T ランキング表

FIBTポイント・ランキング表

ワールドカップ インターコンチネンタルカップ アメリカス・ヨーロッパカップ 10人以下のAC / EC
世界選手権 ジュニア世界選手権

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1	225	1	120	1	75	1	35
2	210	2	110	2	65	2	25
3	200	3	102	3	55	3	20
4	192	4	96	4	50	4	16
5	184	5	92	5	45	5	12
6	176	6	88	6	40	6	9
7	168	7	84	7	38	7	7
8	160	8	80	8	36	8	5
9	152	9	76	9	34	9	3
10	144	10	72	10	32	10	1
11	136	11	68	11	30		
12	128	12	64	12	28		
13	120	13	60	13	26		
14	112	14	56	14	24		
15	104	15	52	15	22		
16	96	16	48	16	20		
17	88	17	44	17	18		
18	80	18	40	18	16		
19	74	19	37	19	14		
20	68	20	34	20	12		
21	62	21	31	21	10		
22	56	22	28	22	9		
23	50	23	25	23	8		
24	45	24	22	24	7		
25	40	25	20	25	6		
26	36	26	18	26	5		
27	32	27	16	27	4		
28	28	28	14	28	3		
29	24	29	12	29	2		
30	20	30	10	30	1		

付属書2. スケルトンのそり

14.1 基本原則

- ・スケルトンは、氷上トラック上の滑走で使用され、2本のランナーを有しているそりである。
- ・そりは、滑走開始時に選手によって押されることと地球の重力により、推進される。
- ・そりの降下を補助するあらゆる装置（特に、能動的方式及び可動部を有しており、そりの操縦あるいは制動に用いることができるもの）は、禁じられている。
- ・いかなる種類の水圧（油圧）式、水力学的、空力学的および電動の装置も、そり上には認めない。
- ・そり製造業者は、そりが損傷なしでボブトラックで繰り返される滑走の圧力に耐えられることができる方法で製造する責任がある。
また、そりは、競技中に割り当てられたスペース（立った状態）から移動させることなく、ランナーを調節できるように製造されなければならない。
- ・公式競技大会の場合、そり置き場（パルク・フェルメ）では、不慮の破損を除いて、そりの規格は、いかなる修正も認められない。
- ・ジュリーあるいはマテリアル委員会が、顕著な技術的な努力をせずに、すべての構造要素の規格を検査できなければならない。

14.2 構造

- ・一般的に、スケルトンのそりは、以下のもので構成される；
 - － ランナーサポート（ランナー支持部）とランナーポストガイド（ランナー柱ガイド）の付いた構造フレーム
 - － ハンドルの付いたサドル（サポートパン）
 - － ベースプレート（そり本体）
 - － おもり
 - － ランナーブロックとランナーポストの付いたランナー
 - － バンパー
 - － そりカバー（支持部表面、パッド、テープ等）
- ・図面、図表及び図形の寸法は、義務付けられているものである。
- ・そりの重量は、国際スケルトン規則の 10.10 項に記載されている。
- ・けがの原因となる突起物は、禁じられている。
- ・流線形構造（フェアリング）、スポイラー及び空気力学的な部品は、禁じられている。そり本体は、流線形構造とみなさない。
- ・F I B Tの意向として、“スチール”とは、50%以上が鉄成分（Fe 成分）である鉄とカーボンの化合物あるいは明らかに F I B Tの化学試験に反応する合金を意味する。これは、別途記載されているそりの構造物にはあてはまらないものとする。

- ・反発力がある部品またはエネルギーを吸収する部品は、その構成部品あるいは部品間の機械式ジョイントとして使用してはならない。

例外として：

- 構造フレーム上でそり本体（ベースプレート）の取り付け部
- そり本体の開口部
- 支持部表面とサドルのカバー
- 支持部表面の下でくぼんだスペースを満たすこと（図 6）
- 構造フレームとそり本体の間

14.3 寸法（図 1・2・3）

- ・そりの長さ： 800～1200mm
- ・全体のそりの高さ： 80～200mm（滑走の準備ができている状態で）
- ・ランナー規格： ランナーの中心からランナーの中心まで 340～380mm

14.4 構造フレーム（図 1・2）

- ・構造フレームは、縦材、横材及びランナーサポートで構成されており、スチールでできていなければならない。2本の縦材は、最小で幅 25mm×高さ 3mm の長方形の横断面を構成し、切れ目のないスチールでなければならない。（図 4）
- ・構造フレームへの付加的部品は、いかなるものでも、ねじ止めか溶接されていなければならない。
- ・ランナーサポートは、構造フレームにしっかりと装着されていなければならない。ランナーサポートは、細長い小さな穴のある部分と定義されており、溶接された部品は含まれない。（図 7）
- ・接合部である角は、互いのフレーム材あるいはランナーサポートにしっかりと固く装着されていなければならない。これらの接合部は、溶接されているか 1 か所につき少なくとも 2 か所のねじ止めがされてなくてはならない。横材と縦材間には、いかなる垂直方向の分離もあってはならない。（図 7）
- ・前部の横フレーム材は、ランナーサポートの近くに装着されていなければならない。ランナーサポートの前端から前部の横フレーム材までの最大距離は 80mm とする。後部の横フレーム材はランナーサポートの近くに装着されていなければならない。ランナーサポートの後端から後部の横フレーム材までの距離は最大 30mm とする。
- ・ランナーポストガイドは、最大で幅 25mm×長さ 45mm とする。ランナーポストガイドは、構造フレームにしっかりと装着されていなければならない。

14.5 ハンドル付きサドル（図 1・2・3）

- ・ハンドル付きサドルは、スチールでできていなければならない、構造フレームに取り付けられていなければならない。最高 2 つに分けることができる。
- 付加的なハンドルは、構造されているものであっても、サドル上に認められない。

しっかりとしたハンドルが両端をサドルにしっかりと装着されていなければならない。
カバーされた支持部表面より上のハンドル間の最小限の距離は、100mmである。(図1)
ハンドルは支持部表面より上部はすべてカバーされなければならない。これ以外の付加的なハンドルは、認められない。(溶接されていないものも、粘着テープを使用したものも不可)。

選手の腕部は、滑走中、サドルの外側になければならない。

- ・サドルの両側には、最大で 120mm の長さの開口部を各々 2 つまで有してもよい。サドルの端からハンドルの終わりまでの距離は、最大で 150mm とする。(図 2)
- ・サドルは、横に動いてはいけない。サドルが 2 つの部品で構成されるならば、この部品は、一方の作動がもう一方に影響を与えてはならない。(図 1・3)
- ・サドルの最も低い箇所(前部と後部)は、垂直軸上で支持部表面より高くてはいけない。

14.6 そり本体

- ・そり本体は一片からなっていてはならない。そり本体は、全て凸形でなくてはいけない。
(許容されるくぼみの大きさは、最大で 300mmにつき 3 mm)
-例外：前端から 80mm の範囲内のもの(図 1・3)
- ・複数の部分的な突起あるいは切れ込みは、認められない。
- ・構造フレームとそり本体は二つの別々のパーツとなっていてはいけない。そり本体で構造フレームを包んではいけない。以下のものは例外とする。
-最大幅 50mm の薄板細片 4 枚(図 8)
- ・そり本体は、構造フレームに溶接、ねじ止めあるいは鉚打ち(リベット打ち)によって取り付けてもよい。
- ・そり本体の上端は、サポートボディー表面より高くなってはいけない。

14.7 重量

- ・おもりは、最大許容重量の範囲内で、そりに装着してもよい。
- ・おもりは、フレーム、そり本体またはサドルにしっかりと付いていなければならない。

14.8 ランナー

- ・ランナーブロック及びランナーポストは、ランナーに溶接されていなければならない。
- ・ランナーは、ランナーサポートに直接取り付けられなくてはいけない。
- ・すべてのランナーは、F I B Tにより指定された様な鋼材である一つの部品から製造されていなければならない。F I B Tにより選定された鋼材の規格は、既製のスチール材のすべてが同一の特性であることを保証する。鋼材は、F I B T指定工場により生産され、配布される。
- ・鋼材は、直径 16mm(許容誤差 h9)、長さ 1000mm(許容誤差-0/+50)の磨かれた円形の棒として供給される。鋼材は常に刻印がされており、この刻印はランナー上に常時維持されていなくてはならず、いかなる方法で変化してもいけない。

- ・鋼材の物理的特性(*)あるいは鋼材の構成あるいは鋼材の構造を、たとえ局部的でも結果的に変化させる処理方法は禁じられている。塗装は認められない。

スチールランナー本体の直径は、ランナーサポートとの接合部とランナーポストまでの全長にわたって 16mm でなければならない。マイナスの許容誤差は、0.50mm とする。

- ・溝及び接地面 (milled areas) は、トラックの氷面の過度の損傷を避けるような形になっていなくてはならない。溝及び接地面の深さは、氷面から測って、2mm を超えてはいけない。

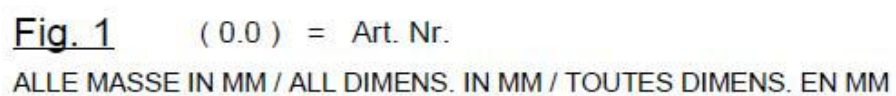
注: (*) 「物理的」とは、特定用語例えば、「機械的」、「摩擦学」、「電磁気」などを含む全体的な用語として理解すること。

14.9 バンパー（図 1・2・3）

- ・そりの前部の両側には安全なバンパーが取り付けられていなければならない。ランナーの外側エッジと前部バンパーの外側エッジまでの最小距離は 70mm である。前部バンパーの最小長さは 120mm である。前部バンパーは、サポート部表面のパッドから、最高部の高さが 15 mm を超えてはいけない。
- ・同等に安全なバンパーが、サドルとそりの後部の間に取り付けられなければならない。ランナーの外側エッジからリアバンパーの外側エッジまでの最小距離は 35mm である (リアランナーサポートの所で測定して)。リアバンパーの最小長さは 80mm である。リアバンパーは、前部バンパーより横に飛び出していはいけない。
- ・後部バンパーがそりの中央に向かって取り付けられる場合、外形は、前部バンパーまで直線的にふくらんでいなければならない。
- ・すべてのバンパーは、一本の円形スチールで製造されていなければならない (例外: 構造フレームへの取り付け部)。バンパーは、いつでもチェックされてもよいように、そり本体を超えて十分に広がっていなければならない。最小直径は、12mm である。すり減ったバンパーの最小測定値は、11mm である。
- ・そり製造業者は、氷壁との度重なる接触に耐える十分な能力のあるバンパーを生産しなくてはならない。

14.10 そりカバー

- ・サドル (外側) の前部、後部、側部の表面補強用パッドは、水平になってなくてはならない。幅は、そりの外端間とする。(図 3)
- ・隆起、くぼみあるいはすき間は認められない。これは、サドルの内部にも適用される。
- ・選手が負傷する可能性を避けるため、そり上のいかなる突起している部分や鋭利な部分は、十分にカバーされていなくてはならない。
- ・そりカバーは、容易に取り外し可能でなければならない。(図 6)



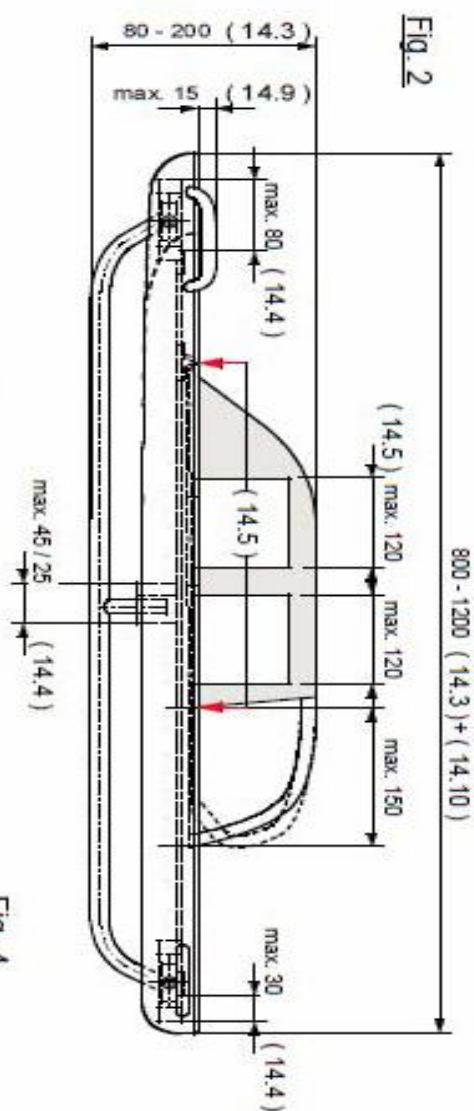


Fig. 3

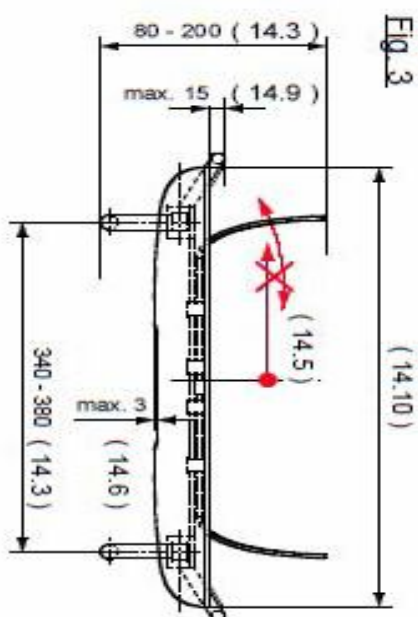


Fig. 4

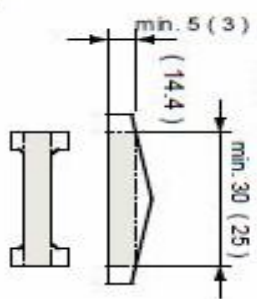


Fig. 5



(0.0) = Art. Nr.

ALLE MASSE IN MM / ALL DIMENS. IN MM / TOUTES DIMENS. EN MM

Fig. 6 (BEISPIELE / EXAMPLES)

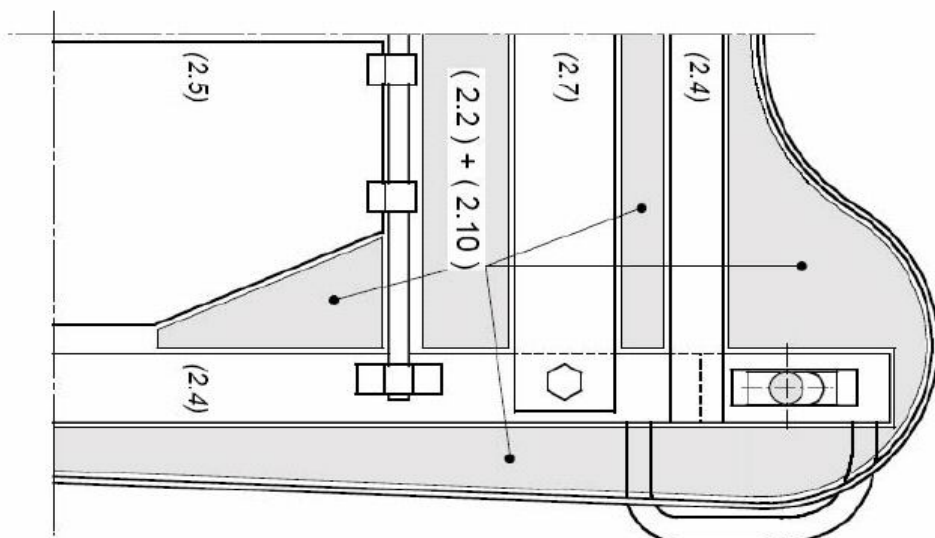


Fig. 7

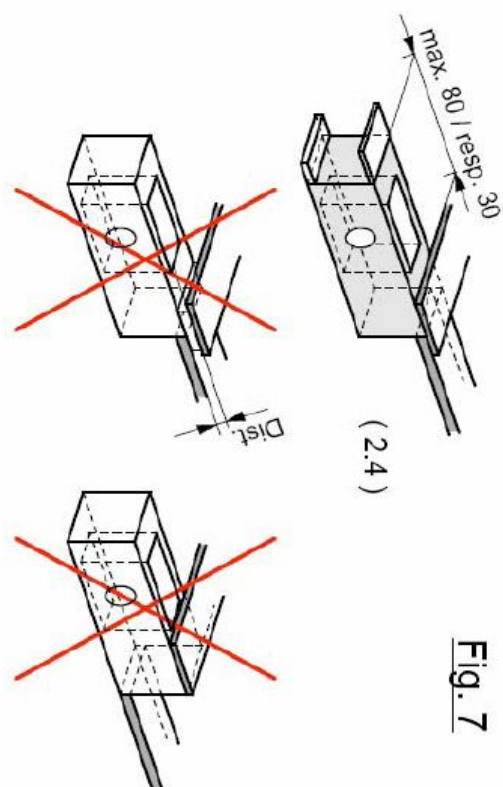
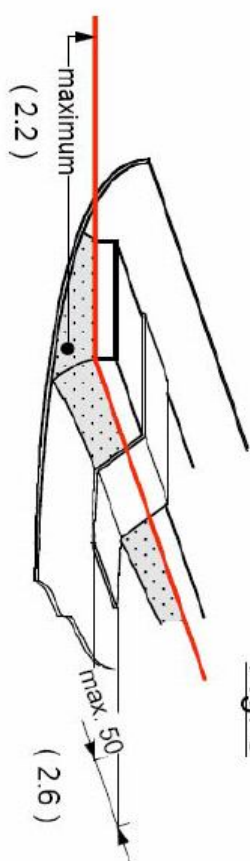
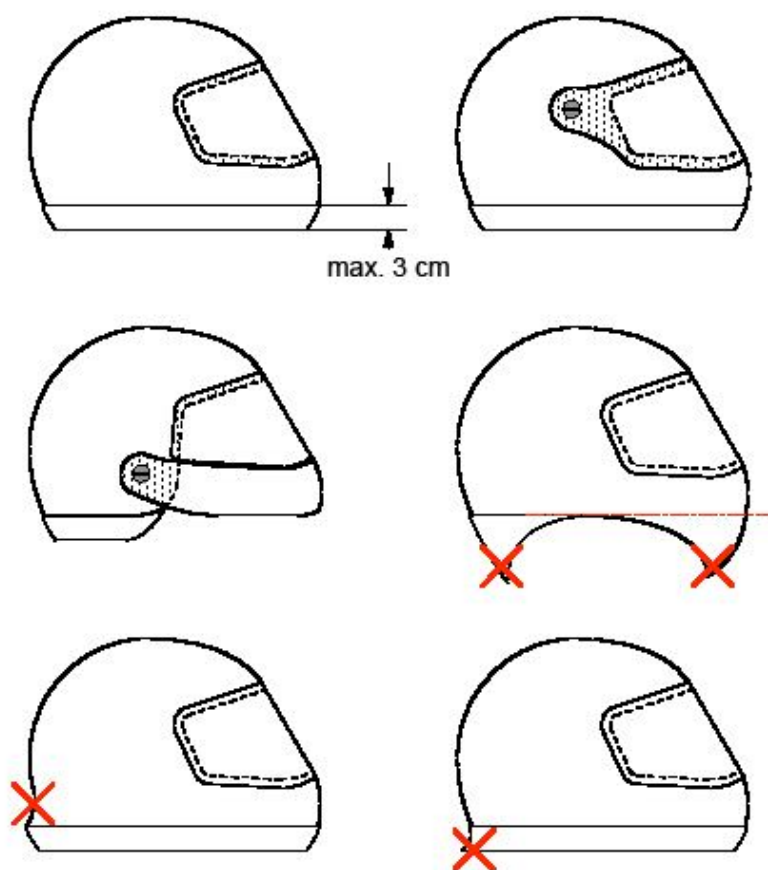


Fig. 8



(0.0) = Art. Nr. ALLE MASSE IN MM / ALL DIMENS. IN MM / TOUTES DIMENS. EN MM

10.12 Ausrüstung / A. Helm



-  Konkave Form erlaubt
-  kein Aerodynamische Verkleidung erlaubt

10. 12. A項に関する図

付属書 3. 用具の押収

15.1 照合検査のためのそり構成部品の押収に関する手続

ジュリー及び立ち会いをした当委員会メンバーに権限を与えられたことにより、責任を有することとなる F I B T マテリアル委員会は、取り出しあるいは分解されて検査されるそり構成部品を所有する各国連盟の公式代表者に（以下のとおり）指示する。

15.2 様式

そり構成部品が回収されたならば、F I B T マテリアル委員会は、ただちに、記述した書類を 6 部（コピー）作成する。

記載内容：

検査されるそりを所有するチーム/選手の一般的データ
競技大会名及び競技会場名
日時
押収された部品の説明
研究所が実行することを要求されている検査の種類
研究分析結果を記入するための余白

以下の者が、書類に署名する：

ジュリープレジデント
F I B T マテリアル委員会代表者
チームキャプテンあるいはそりを所有する各国連盟の公式代表者

6 部の書類（コピー）は、以下の者に送付される：

ジュリープレジデントに 1 部
F I B T 会長に 1 部（事務総長経由）
F I B T マテリアル委員長に 1 部
チームキャプテンあるいはそりを所有する各国連盟の公式代表者に 1 部
検査した部品を保管している容器と一緒に研究所に 2 部

F I B T 事務総長に書類の 2 部のコピーのうちの 1 部を返信することにより、研究所は容器をダメージを受けずに受領したことを明確にする。

15.3 容器

押収された部品は、容器に封入される。

15.4 備考

F I B T は、研究所の分析の経費を支払う。分析結果が陽性（違反あり）の場合、F I B T はそりを所有する各国連盟に経費の返済を命ずることができる。

PROTOCOL FOR SEIZURE OF SLED COMPONENTS FOR CONFORMITY TESTS

（照合検査のためのそり構成部品の押収に関する議定書）

Place: (場所) _____ Date: (月日) _____ Time: (時間) _____ Competition: (大会名) _____

Event: (競技種目) _____ Nation: (国名) _____

Description of component/s taken: (押収された部品の説明) _____

Test/s required: (要求されている検査) _____

Name of Laboratory: (研究所名) _____

Laboratory result: (研究所結果) _____

President of Jury Materials Commission National Federation

(ジュリープレジデント) (マテリアル委員会) (各国連盟)

Name: _____ Name: _____ Name: _____

Signatures: (署名) _____ (署名) _____ (署名) _____

The Laboratory (研究所名) _____ in the person of Mr. (受領者名) _____

acknowledges receipt of the official container bearing unbroken seals, from Mr. (送付者)

(は、(送付者) から、封印が壊されることなく運ばれた公式容器を受領したことを認めます。)

_____ on (date) (受け取り月日) _____ at (time) (受け取り時間) _____

Stamp: _____

(signature)

付属書 4. トラック

ボブスレー・ボブスレー・リュージュ兼用トラック

16.1. 目的

新設のボブスレー・リュージュ兼用トラックは、いかなる制約もなしにボブスレー・リュージュ・スケルトンに適したトラックでなくてはならない。

トラックの設計、施工、運営に関しては、環境及び環境保護に最大限の注意を払うものとする。トラック建設者の履行義務としては、トラック建設費用を抑え、また、オリンピック後の十分な使用を保証しなければならない。

16.2. 環境保護

環境マニュアル「F I B Tと環境」は、当規則に不可欠な部分である。このマニュアルは、トラック建設の予備段階、設計、トラックの運営において考慮されなければならない。（第18章付属書6参照）

16.3. 技術委員会

F I B TとF I Lは共同で計画準備、設計、施工及び運用を監督するための技術委員会を任命する。

F I B T/F I L合同技術委員会は、無償でトラック建設者及び管理者の相談に応じる。

16.4. 設計準備

立地選定に先立って、F I B T/F I L合同技術委員会は、現地立会をし、助言を行うために招聘されるものとする。

合同技術委員会は、選定地に対して文章で提案しなければならず、計画の採用について意見を述べなければならない。

16.5. 設計全般

設計段階において、F I B T/F I L合同技術委員会は、定期的を開催される。立地選択及び設計計画は技術委員会によって承認されたものでなければならない。立地及び設計計画の変更についても同様である。

16.6. トラックの位置

可能な限り、トラックは北向きの斜面で交通の便がよいところとする。

可能な限り、トラック本体は地形に適合したものでなくてはならない。

オリンピック後の理想的な使用のためには、市内中心部に近い人口の集中する地域にトラックを設定することが大変重要である。

16.7. トラック全長

新しいボブスレー・リュージュ・スケルトン兼用人工凍結トラックの長さは 1200～1650m とし、そのうち 1200m は下り部分とする。最後の 100～150m は、スピードに応じて、カーブしている上りとしてもよいが、勾配は 12% を超えてはいけない。

フィニッシュ速度は 80km/h 以上でなくてはいけない。フィニッシュの計時後の制動区間は、直線で、いかなるカーブもあってはならない。

16.8. トラック特性

トラックには滑走技術上の様々な要素がなければならず、高度な滑走技術が求められる区間は、トラックの最初の 3 分の 2 までとする。

設計段階において、時速 80～100km のスピードに達するのが最初の 250m 地点であるよう予測されているべきである。

カーブ、カーブと適当な長さの直線区間のコンビネーションがトラックに盛り込まれていなければならない。

16.9. スターティングエリア

a) ボブスレー助走区間

ボブスレー助走区間とは、スタートブロック（木の板）と最初のフォトセルの区間である。

この直線区間は長さが 15m、勾配が 2% なくてはならない。

この直線区間の最後部は、動いたり変化したりしない地上に固定されたブロック（木の板）でなくはいけない。

b) スタートブロック（木の板）

スタートブロックは、最低でも長さが 150cm、幅 20cm、高さが氷の表面から 5 cm なくてはならない。

c) スターティングエリア

最初のフォトセル（スタートライン）後、ボブスレーの速度が時速 35km に達するまで、トラックは直線となっていないなければならない。

トラックは十分に幅があり、チームの邪魔にならないようにしなくてはいけない。

60m の直線区間の勾配は 12% でなくてはいけない。

最初のフォトセル区間（スタートのフォトセルと 1 つめの中間フォトセルの間）は 50m とする。（スタートタイム）

d) 準備エリア

スタートブロック（木の板）の後方は、スタートするチームの妨害となることなく 2 台のボブスレーが置いておけるスペースがある凍結した準備エリアとなっていないなければならない。

e) スタートにおける時間制限

60 秒以内（ボブスレー）あるいは 30 秒以内（スケルトン）にスタートが行われなかった場合、スタート信号は赤に変わらなければならない。信号が赤に変わる際、聴覚信号は作動しなければならない。

16.10. リュージュスタート

a) 一般的事項

男子、女子、ジュニア及びダブルス種目の実施を保証できるスタート設備を設けなくてはならない。

競技大会中は、スタートゾーンを区切れるようにしなくてはならない。

b) スターティングゾーン

スタートゾーンは次の設備からなる。

- リュージュに座った姿勢を選手がとることのできる水平な氷面
- この水平な氷面は後方からスタートグリップまでの長さが最低 2 m 必要
- スタートグリップからスローピングストレッチ(斜面)の始まりまでの水平氷面の長さは 50cm である。

c) スタートグリップ(プッシュオフグリップ)

- 選手が初速を高めるために使用する、高さと水平性が調節可能なスタートグリップを 2 本 (両側)
- 氷からグリップ上端までの高さは、同じ高さで 23cm~25cm
- 両グリップの間隔は 70cm
- グリップの握り部分の幅は最低 15cm で直径 27mm、グリップ表面は滑り止め加工とする。
- グリップは選手が引いても曲がらない構造でなければいけない。
- グリップは上記の寸法に合わせられるよう水平及び垂直に調整できるようになっていないといけない。

d) スタート区間

- スタートゾーンは、トラックへの安定した進入を可能とするため、上部及び下部に十分な丸みをつける。(上部の半径は最低 2 m、下部の半径は最低 10m)
- スタートグリップと最初のフォトセルの距離は、約 7 m とする。最初のフォトセルと最初の間時計時点の距離は約 3 ~ 6 秒 (かかる距離) とする (スタートタイム)
- スタート進入路とトラックは 8 度以上の角度であってはならない。

16.11. カーブ

カーブには、そりが同一線上の滑走を強いられることのないよう軌道の選択ができる構造でなくてはならない。

カーブの中央部では軌道は上半分を通るようにする。カーブの出入口はスムーズな出入りが可能で、操縦ミスがなければ転倒することのない適当な丸みをつける。

16.12. カーブのガードレール

カーブのガードレール(バンパー)はそりをコース内に戻すような形状とし、十分な長さで幅を持つものとする。

16.13. 遠心力

4 G の遠心力がかかる滑走時間は、3 秒を超えてはならない。

5 G の遠心力がかかる滑走時間は、2 秒を超えてはならない。

遠心力は、5 G を超えてはいけない。

16.14. 直線区間

氷を張った状態で、幅は最大 140cm とする。直線区間の側壁の外側部分は、上部構造物を含めても高さ 80～100cm を超えてはいけない。

氷を張った状態で、側壁の内側部分の高さは少なくとも 50cm なくてはならない。

直線区間の側壁は、トラックの底辺と直角でなくてはならない。

側壁とトラックの底辺のつなぎめは、氷を張った状態では半径 10cm の丸みをつける。

カーブと直線区間の移行部では、十分な長さを持って側壁を移行させていかなければならない。

16.15. 制動区間

制動区間は、ボブスレー、スケルトン、リュージュがブレーキを使わなくても止まることができるようになっていなければいけない。この区間の勾配は、20%を超えてはいけない。氷を張った区間が終わっても、そりが支障なく滑り続けられるようになっていなければならない。

必要によっては、時速 30km 以下のスピードにおいて、選手のけがとそりの損傷を抑えるために、特別の緩衝装置を設置してもよい。

スケルトンのために、十分なフォームラバー（海綿状ゴム）マットが準備されなければいけない。できれば、防水のものが好ましい。（約 100×150cm、厚さ最大 6cm）

16.16. 照明

練習及び競技のために照明が必要な場合には、次の条件を満たさなくてはならない。

- a) 一様な明るさで影がなく、まぶしくない照明であること。
- b) 照明設備は、2つの独立した回路を使用していなければいけない。そのうちの一つは、主要電源回路から独立していなければならない。
- c) 一つの回路が切れても、計画照度の 50%は確保されていなければいけない。

16.17. 遮光及び悪天候保護設備

日光及び悪天候の影響を受ける区間は、適当な設備により保護されなくてはならない。カーブ区間においては、カーブのガードレールと共用となる固定式の屋根によって保護してもよい。直線区間においては、片側が開く、除去可能なタイプの覆いを採用しなくてはならない。直線区間においては、固定式の覆いとなる屋根の設置は禁じられている。いかなる柱や備品システムも、トラック内壁から 50cm 離れていなければならない。覆いは、テレビ撮影あるいは観客の視界に著しく妨げないものとし、できる限り除去可能なタイプとする。地域特有の気象条件も考慮されるものとする。

16.18. 給水装置

給水装置は、トラック沿いに設けられ、凍結防止がされており、保護された給水栓が十分に設置されていなければならない。トラックから給水栓の操作ができなければいけない。

16.19. キャットウォーク

トラックに沿ってジュリー及び技術代表、トレーナーのためにキャットウォークを設けなくてはならない。

観客のキャットウォーク使用は認めない。

キャットウォークの設置位置は技術委員会が計画承認の際に決定する。

16.20. 付帯設備 - 補助施設 -

ウォーミングアップエリア、ボブスレー置場、スタートハウス、計量棟は十分な広さを持ったものとする。

特にウォーミングアップエリアは屋外に十分な広さをとること。

医務室、ドーピングコントロール検査室、プレスセンターは設けられなくてはならない。この補助施設は仮設でもよい。

建設は設計者と技術委員会が共同して決定する。

16.21. スタートハウス及びフィニッシュハウス

スタートハウスは2つ設けなくてはならない。一つは上部スタートエリア近くにボブスレー、スケルトン、リュージュ男子シングル用。もう一つは下部スタートエリア近くにリュージュ女子シングル、リュージュダブルス、ジュニア用。

フィニッシュエリアには、全選手用として一つのフィニッシュハウスでよい。

16.22. 費用区分

ボブスレー・リュージュ兼用トラック建設の予算及び費用は以下のとおり明示するものとする。

- a) この規則及びFIBT/FILの指示に応じたことによるトラック及び付帯設備の費用
- b) その他の費用；例えばより長いトラック、設備の改善、アクセス道路、開発 等。

区分の詳細については、トラック建設者とFIBT/FIL合同技術委員会の間で決定する。

16.23. 例外規定

場合によっては例外規定がありうる。例外とする場合は、FILおよびFIBTの副会長によって書面で認可するものとする。

なお、安全性に影響があったり、スポーツとしての価値を減じる決定であってはならず、テレビ撮影の邪魔となってもいけない。

16.24. コース公認



スケルトン国際競技規則（2012 年版）

新設及び改修されたボブスレー・スケルトントラックは、F I B T 公認競技大会の前に、F I B T 技術委員会によってコース公認されなければならない。

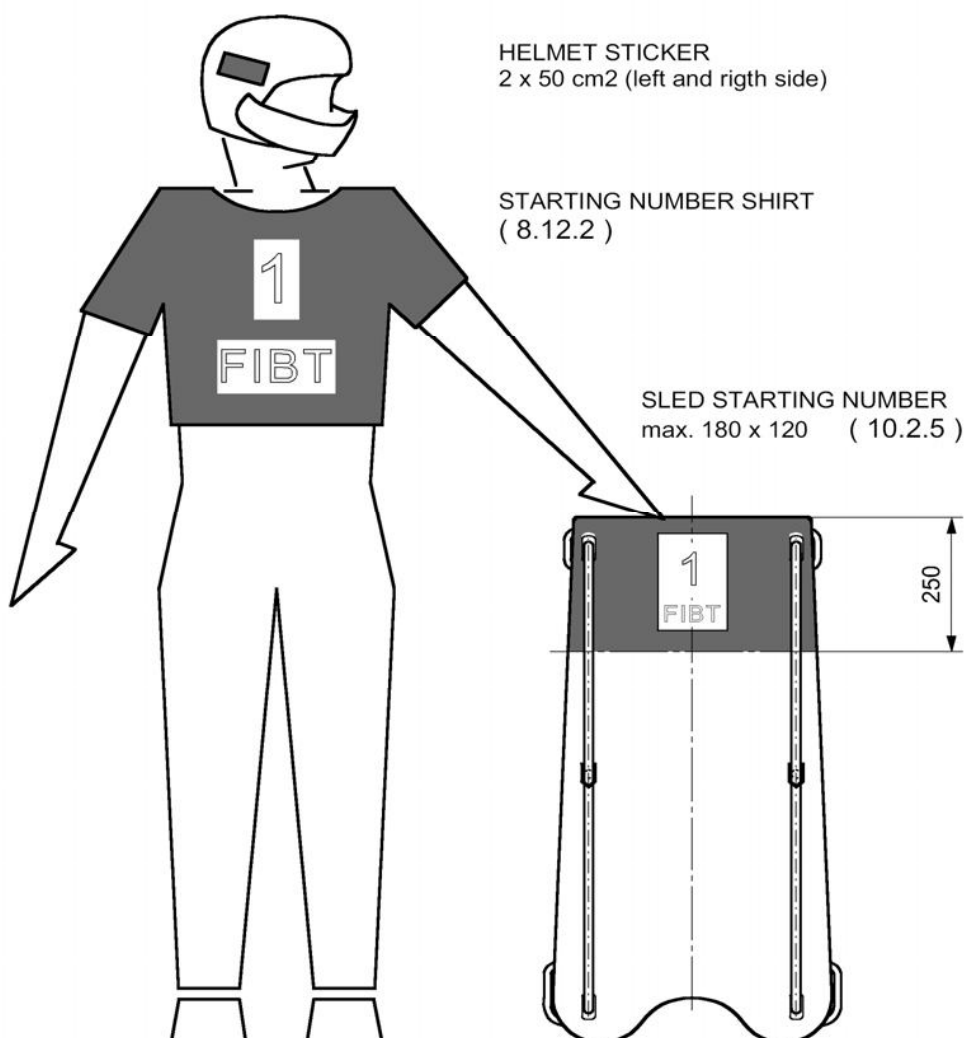
この公認に関して、F I B T は予算見積、建設・改修の施工に責任はない。（これら責任は、トラックの設計/施工者及び建設会社にある。）

付属書 5. 広告指針と説明図

F.I.B.T. PROPERTIES (8.12.1)

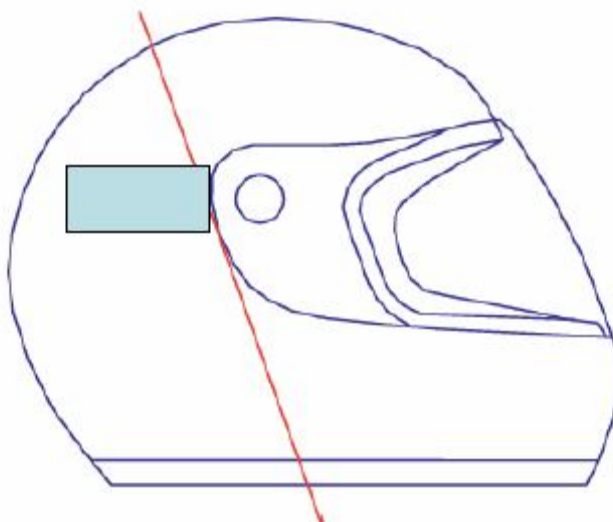
■ F.I.B.T. Properties / Fläche für F.I.B.T. / Espaces F.I.B.T

□ Available for NF's / Den NV zur Verfügung stehend / Surface à disposition des FN's



Appendix 5 to 8.12.1 FIBT International Rules

Bob / Skeleton helmet



FIBT properties: helmet (bob & skeleton)

Left and right side of the helmet, as close as possible to the visor

Size: 50 cm²

付属書 6. F I B T と環境

18.1. F I B T の大会

近年、大会主催者は、汚染、生態系及び廃棄物に関する環境への主なスポーツ競技の潜在的影響に、さらに気づいてきている。その結果、環境保護はますます重要な問題になっている。「F I B T と環境」は、環境的に信頼できる競技大会を主催する施設管理者及び大会主催者のために作成されたものである。

あらゆるスポーツ及び行事は、それぞれに特性があり、すべての可能性に対処することは不可能である。しかし、大会の大小、単発性あるいは再発性に関わらず、共通する多くの基本的特質がある。

オリンピック・ムーブメントのメンバーとして、F I B T は、持続可能な発展をするスポーツとしての原則と指針を記述してある I O C のアジェンダ 2 1 プログラムを支持する。

我々のスポーツ種目の訓練に使用される施設は、建設作業及び建設後の施設運営の双方において、環境に大きな影響を及ぼすことがある。

それゆえに、環境保護が我々の企画及び大会割り当てにおける主要な要素であることを、施設の所有者、管理者及び使用者が容認することが重要である。

18.2. 大会における環境保護のための 7 つのステップ

18.2.1. 環境保護方針の導入

最初のステップは、環境保護方針の導入、目指す姿の決定、目標の設定、成果の評価基準の導入である。通常、少なくとも 2 つの主要な関係団体（大会組織委員会と競技会場）がある。プログラムへの確固とした関与を構築するために、すべての主要パートナーは、方針に同意しなければならない。

18.2.2. 会場及び運営の「環境に関する検証」の実施

各大会において、現在の環境行動に関する基本情報を確立すること及び大会において環境保護に関わる特殊な機会を特定することが重要である。繰り返し使用される会場では、以前の事象が今後の大会における比較基準となる。

18.2.3. 環境チームの設置

大会運営ディレクターの役割は、環境プログラムの実行において極めて重要である。ディレクターは、プログラムを実行するために、中心的人物（例えば、施設管理者、スタッフ責任者、環境コンサルタント及び他の技術的専門家）のチームを作り、調整しなければならない。適当であるならば、他の専門家又は利益団体（例えば、地方自治体からの代表者あるいは関連した公的機関の代表者）を含めてもよい。

18.2.4. プログラムの規定と適切な目標の設定

目標は、信憑性に対して冒険的であることは必要であるが、達成可能でなければならない。スタッフ、サプライヤー、契約者、スポンサー及び役員が、環境プログラムの一部を実施することができるように、環境方針とプログラムの詳細を彼らに伝えることが重要である。

18.2.5. プログラムの実行

会場関連の評価基準は、大会を優先することが可能である限り、通常の運営がされていることである。大会関連の評価基準は、臨時的なもの、当面の増強で補うもの及び大会期間中のものでよい。

18.2.6. 実行の測定とそれによるプログラムの調整

基本的な環境要因を測定して記録することが、環境行動における最初の本質的な試金石であり、プログラムが有効なものとなる。

18.2.7. 結果の評価と公表

この過程により大きな利得は、スポーツ社会と一般大衆の両方の間で、認識が向上することである。環境保護のメッセージは、準備段階、大会期間中及び大会後の遺産として重要視される。可能な限り、通常の大会通信に組み入れられるべきである。

18.3 行動計画

18.3.1. FIBTスポーツの効果

気候変動は、暖冬を引き起こし、製氷を困難にし、よりエネルギー大量消費型にする。選手が用具、衣類又は施設を使用し始める瞬間から、「生態学的足跡」（自然環境への影響）が始まる。さらに、より大きな規模で、ボブスレートラックは、世界的および地域的環境懸念の原因となっている。ボブスレートラックの建設及び管理と大会の運営は、エネルギー消費、大気汚染、温室効果ガスの排出と廃棄物の創造、オゾン層破壊、生息地と生物多様性の損失、土壌侵食及び水質汚染の原因となっている。

ボブスレー・スケルトントラックは、環境に以下のような影響を及ぼす

- ・脆弱あるいは不十分な土地の開発（大部分のトラックは、脆弱な山域に位置している）
- ・液もれによる汚染（冷媒、燃料、クリーナー、溶媒）
- ・騒音と光害
- ・再生不能資源の消費（燃料、金属）
- ・天然資源の消費（水、木材、紙類）
- ・電気と燃料の消費による温室効果ガスの排出
- ・オゾン層の破壊（冷媒による）
- ・冷媒使用による土壌汚染及び水質汚染
- ・建設作業あるいは観客による土壌侵食と圧縮
- ・メディア及び大会関係者による紙の消費

18.3.2. 施設

ボブスレー・スケルトン・リュージュ用トラックは費用がかかり、かなりの敷地と建設資材を必要とし、潜在的に有害な冷媒を使用する専用施設である。しかし、環境的影響を最小限にする方法がある。

- ・デザイン

エネルギー効率、景観への配慮、建設資材の抑制上の理由により、トラックは、できる限り、既存の地形に沿っており、部分的地下になっているべきである。できれば、すべて天然氷のトラックを検討すべきである。

- ・冷却

冷却システムは、アンモニア式であっても合成冷却式であっても、大気中へのあらゆる漏れを防止するように十分配慮して設計されなければならない。漏れがあった場合、アンモニア式は健康上に危険をもたらし、合成冷却式はオゾン層を害することとなる。

- ・エネルギー効率

トラックは、利用の需要が十分にある時のみ冷却すべきである。明白にエネルギーの節約ができているとしても、トラックを太陽光からさえぎる遮光幕が使用されるべきである。

- ・環境への影響

トラックは、傾斜の整地と木の伐採を必要とする。

施設維持活動の影響（騒音、汚染、自然環境の破壊）

看板、食事サービス、バナー、仮設ブース等から発生する廃棄物

18.4. 活動範囲

ボブスレー及びスケルトンの大会を運営することには、社会基盤（インフラ）及び人々の集中に関連した広範囲にわたる活動を含む。環境測定は、いくつかの活動領域に含まれる。

18.4.1. 施設位置と景観

施設位置は、施設又は大会に決定的に重要な意味を持つ。施設位置は、環境への影響だけでなく、アクセスのしやすさ、利用者への近接性及び視覚的効果も決定づける。施設位置の選定により、施設又は大会の悪影響を減らすことも、激化することもできる。環境的に健全な場所は、通常、財政的にも同様に健全である。

施設位置の選定は、新施設あるいは国内/国際大会の企画時に行われる。決定の過程の中で、選定基準が適用されなければならない。

方針は、以下のとおりである；

- ・ 最も身近な場所を選定し、環境への影響を最小にすること
- ・ 特別である景観を保全・保護すること

18.4.2. 施設位置を選定する際に考慮する環境的要素：

- ・ 法的及び肉体的な限度、私有地状況と公的地役権

- ・歴史的及び考古学的重要性を含む建物、橋、その他建造物
- ・道路、通路及び歩道
- ・公共輸送機関の利便性
- ・送電線、上下水道及びガス配管
- ・廃棄物（固体）：処分場、処理工場、管理及び輸送
- ・排水：下水道、処理工場
- ・土地利用：住居関連条例、商業関連条例、産業関連条例、その他の適用条例

18.4.3. 天然資源：

- ・保護地域
- ・森林
- ・水資源
- ・大気環境

18.4.4. 自然的要素：

- ・気象状況
- ・地域的形態

18.4.5. 知覚的要素：

- ・景観
- ・特別な要素
- ・美的価値
- ・文化的価値

18.4.6. 施設位置選定後の詳細な計画：

- ・景観上における大会あるいは施設の調和に関する計画
- ・保護手段の予見
- ・復旧手段の予見
- ・補償手段の予見

18.5. スポーツ施設

トラック及び関連設備は、F I B Tのスポーツ大会あるいは組織のもっとも目に触れる機会の多い部分である。これらの施設位置、建設、資材及び運営過程は、多大な迷惑行為や損害の潜在的な原因となる。スポーツ大会あるいは組織が十分に計画されていなかったり、しっかりと運営されていないとき、トラック及び関連設備は、土地の無駄づかい、景観の損傷、高エネルギーの消費、汚染と財源の無駄づかいを含んでしまうおそれがある。

F I B Tの目的は、以下のとおりである：

- ・大会使用が少ないあるいは無い会場の回避

- ・地域関連の影響の軽減（風景、土地使用）
- ・エネルギー消費の最小化
- ・汚染の軽減

18.5.1. 計画段階

最初に、不要で過大な施設を回避するために、事業の妥当性が正当化されなければならない。

詳細計画を実行する際、環境基準が意思決定過程の一部になっていなければならない。計画段階において、事業経営陣は、検索時の詳細な事業目的を確立すること及びすべての予測可能な影響を最小限にする責務がある。構造研究が行われ、建材の選定及び保守管理過程が決定される。この段階における環境の考え方は、主催者、大会企画者がその後に生ずる問題を回避することの一助となりうる。

事業の妥当性（の基準）

- ・新施設が本当に必要か
- ・既存施設の使用あるいは修復による対応の可否
- ・施設の規模
- ・大会後の将来的使用及び必要性
- ・将来的に必要な無いサポート施設における仮設施設の使用
- ・建設、保守管理及び施設運営を含む資金調達計画

18.5.2. 細部計画

- ・違法建築物は避けること
- ・建造物の冷却及び暖房に必要とされるエネルギーを最小化するために、建築計画、特に熱量の考察にエネルギー関連を含めること
- ・太陽エネルギーやヒートポンプのような適切な環境技術の推進
- ・適切な環境活動段階の計画
- ・必要に応じた補強と修復措置の計画
- ・以下の建築資材の選定；
 - －熱的性能による資材の選定
 - －最大再生含有物及びリサイクル可能な資材の探求
 - －耐久性のあるもの、簡単に修復できるもの、交換可能な品目の選定
 - －危険物質や有毒物質を含有しない材料の選定
 - －有害廃棄物として処理する必要のない製品の選定
 - －地域で調達できる資材の使用
 - －景観における構造物の一体化

18.5.3. 建設段階

建設段階において、事故と混乱は起こりうるものである（有毒物質の偶発的放出、交通量の増加、鎮圧、騒音）。適切で厳密な建設計画は、環境を保護するだけでなく、労働者及び近隣

住民も保護することになる。

動物生態と人間に最も支障のない時期に建設すべきである。

- ・必要に応じて音響の隔離をすること
- ・計画的な土壌管理をすること
- ・適切な動力を使用すること
- ・有毒物質の使用をできるだけ避けること
- ・建設作業場で使用されるすべての物質の計画管理をすること（保存、使用、排出、処理）
- ・事業が建設計画と一致していることの確認
- ・環境的に適切な建設技術と資材の使用

18.5.4. 運用段階

運用段階は、通常、施設の一生の中で最長期の段階である。施設では、水、エネルギーなどが供給され、機材装置は維持管理され、廃棄物が持ち出される。施設は、練習及び競技大会活動を主催する。これらの活動すべてにおいて、「環境のステップ」の姿勢をとることが可能である。

- ・脆弱地域の回避及び要路の補強による侵食防止
- ・野生生物生息地の回避
- ・未舗装道路（アスファルトなし）の敷設
- ・廃棄物収集や動植物保護といった課題を周知することによる選手間における環境保護行動の促進
- ・エネルギーの節減；
 - －冷暖房・換気システム
 - －照明システム
 - －給湯システム
 - －機材装置
- ・化学物質に起因する危険を減らすこと；
 - －危険な化学物質の回避及び交換
 - －慎重な保存
 - －使用上の注意並びに地域の保健及び安全規則の遵守
 - －環境的に適切な方法で処分及び取り扱いされたことの確認
 - －生態学的計画と隣接地管理の確認（農薬及び化学肥料の回避、多様な植物種の導入等）
- ・騒音及び騒乱の軽減

18.5.5. スポーツ設備

スポーツ設備に関する新技術の開発は、製造過程における新物質の使用を誘発している。

いくつかの新物質には潜在的毒性があり、設備の製造、使用、廃棄において有害となることがある。考慮すべき点は設備の寿命で、いくつかの設備の寿命が短期間であることは、使用不

可能になる前に陳腐化してしまい、結果として廃棄物を生み出すことである。

F I B Tの目的は、以下のとおりである；

- ・ スポーツ設備のための汚染の軽減
- ・ 再使用及びリサイクル（可能な品目において）
- ・ 環境的に適切な設備及び地場の製造知識の促進

F I B Tは、スポンサー及びサプライヤーと密接に連携し、スポンサーやサプライヤーの製品及びサービスが環境にやさしいことを保証する。F I B Tは、契約手順基準を確立することにより、これを達成する。スポンサー及びサプライヤーは、環境要求事項に従い、適合することが奨励される。スポンサー及びサプライヤーは、環境にやさしいスポーツの探求という役割を担わなければならない。F I B Tのスポーツ設備製造業者及びスポンサーの要件には、製造工程に関する情報の提供、廃棄物管理システム、省略包装の使用、製品の再利用性及び非毒性等を含んでいる。

F I B Tは、品質保証と環境管理のために I S O9000及び I S O14000の証書を獲得することを、スポーツ設備製造会社に奨励する。

スポーツ設備の問題に関して、F I B T会員である各国連盟及び選手は、以下のことを各々の段階で実施する機会があり、F I B Tはこれを奨励する；

- ・ 環境に適切な品物の選択（綿、天然繊維 等）
- ・ 輸入品の代わりに地場産で生態学的に適当な製品の使用を促進して、エネルギー、輸送、金銭の節約をし、地域の知識及び雇用を促進に貢献すること
- ・ 使用しているものの長期使用できないあるいは長期使用に適さない設備に関する交換需要や交換時期の調整

18.5.6. 輸送

輸送は、スポーツ施設に到着するために必要とされ、その多くが通常自家用車である。輸送は、多くの環境公害、特に大気汚染（温室効果、地上のオゾン構造）及び関連する健康問題の原因となっている。自家用車による移動距離の削減、適切な輸送計画による公共交通及び無公害輸送の促進は、土地利用されている範囲では影響を受けやすい山岳環境において、大気汚染、騒音及び騒乱をかなり最小化できた。

F I B Tの目的は、以下のとおりである；

- ・ 輸送の最小限化
- ・ 集団輸送あるいは公共交通輸送
- ・ 環境にやさしい輸送の奨励

これは、以下により達成することができる；

- ・ エネルギー使用を最小にし、汚染を減らす特定の輸送システムの選定
- ・ 個人的な輸送に対する公共交通システムの奨励
- ・ 保有者が、無料の公共交通への乗り換え乗車ができる大会チケットの発行
- ・ 徒歩によるトラックへのアクセスの奨励（可能な場合）

- ・ミーティング及び大会への移動のための集団輸送使用の奨励
- ・自動車輸送が必要な場合は集団輸送の計画

18.5.7. エネルギー

世界中で使われている大部分のエネルギーは、永年持続不可能なものである。大部分のエネルギーは、主に化石燃料のような再生不可能な資源から生じている。これは、多くの汚染を引き起こし、地球温暖化の最も大きな一因となり、局部集中な大気汚染を起こした。エネルギー生産（原子力発電または化石燃料による火力発電のような）の多くの形は、人間の健康あるいは環境に対するある程度の危険を含んでいる。

スポーツ大会においてエネルギーは、消費商品を生産すること、大会と関連した施設を運営すること、大会に人々と製品を輸送することに必要とされる。他の人間活動同様、使用されるエネルギーは、主に再生不能資源で生産される。

F I B Tの目的は、以下のとおりである；

- ・エネルギー消費の削減
- ・再生可能エネルギー及び新技術の促進
- ・より小さなエネルギー需要による設備と施設の運営

これは、以下により達成することができる；

- ・すべてのレベルで教育を通して認識を促進すること
- ・エネルギー的であること；施設レベルだけでなく彼らが使用していないとき電気機器のスイッチを切るような行動によっても
- ・照明を確認し、最低限に施設照明を保つこと
- ・場合により、冷ややかさや暖かさを保つために、トラック、建物及び支援施設を断熱すること
- ・代替エネルギー源の探求、給湯のための太陽エネルギー使用及び小さな水力発電工場を使用した電気の供給（可能な場合、太陽エネルギーと両方）
- ・省エネルギーの促進、それに従った器材と材料の選定
- ・さらなる省エネルギー促進のヒントを得るために、地元のエネルギー供給会社との会議の開催

18.5.8. 宿泊と給食

F I B Tの大会は、選手権大会でも地方大会でも、数日間に給食及び宿泊を必要とする多数の人（例えば、選手、コーチ、主催者関係者、報道関係者、スタッフ、スポンサー、観客）を呼び込むことになる。

F I B Tの目的は、以下のとおりである；

- ・ごみの最小化
- ・不用な施設建設の回避

これは、以下により達成することができる；

- ・衛生状況の遵守

- ・包装の簡易化
- ・使用物品のリサイクル化
- ・既存施設の使用（調理及び洗浄）
- ・使い捨ての食器を再使用可能な食器と入れ替える（可能な場合）
- ・大会後の施設の必要性が保証できない場合は、仮設の施設及びホテルを建設すること

18.5.9. 水の管理と公衆衛生

淡水資源は限定されたものであり、閉鎖系の中に存在している。給水は、川、湖及び利用しやすい帯水層に完全に依存しており、飲料水、灌漑及び産業の動力として必要とされている。世界の大部分の地域において、淡水資源は強烈的な負荷を受けている。産業廃棄物、下水及び農業廃水は、川と湖に、化学製品、廃棄物及び栄養素の負荷をかけており、その結果として給水を汚染している。ボブスレー及びスケルトンの練習をする場合、水は、トラック建設、トラック管理、飲用、洗浄及び物品管理を満たすために必要である。

水は、我々の競技施設の一部である。

FIATの目的は、以下のとおりである；

- ・地域の給水を危険にさらすことなく、競技大会により発生するニーズを満たすこと
- ・水資源の保護
- ・廃水处理

これは、以下により達成することができる；

- ・トラックに提供される水の高品質を確実にすること;そうでない場合、浄化処置をとること：
 - －水の濾過
 - －少なくとも5分間の沸騰
 - －ヨウ素（1リットル当たり2滴）またはタブレットの使用；不可欠ならば、塩素のみ使用
- ・能率的に水を使用すること;手洗いでも、歯磨きでも、ひげ剃りでも、水を使っていないときに蛇口を締めることは、最も単純で最も効果的な節水方法である;必要な時だけ、蛇口を開けること。
 - ・トラックの維持に要する水の消費量を減らすこと（例えば散水）
 - ・奨励される適切で持続可能な水資源管理プログラムは、以下の事項を含む：
 - －節水とリサイクルの練習
 - －処理された雨水、汚水・廃水のリサイクル
 - －水の必要性を減少させる景観デザイン
 - －廃水をリサイクルのために集積する建築及び社会基盤設計
- ・廃水管理；
 - －すべての廃水の処理を確実にすること
 - －処理された廃水の品質を検証すること
 - －汚水処理場が利用できない場合、自らの衛生システムを構築すること(限られた経費

で可能な範囲)

- －処理水を、灌漑、バスルームサービス等に再利用すること。
- ・施設に残存する恐れのある毒物に留意すること

18.5.10. 廃棄物管理

ボブスレー及びスケルトンの施設及び大会は、多くの廃棄物を生み出している。廃棄物のうちのいくつかは、ごみあるいは小さな迷惑となる程度のものであるが、一方では、有害で、環境や人体の健康に影響を及ぼすものもある。

廃棄物は避けられるものではないが、適切な管理により、廃棄物量を厳しく最低限に維持することができる。

F I B Tの目的は、以下のとおりである；

- ・処分、処理される廃棄物の最小化
- ・廃棄物汚染の最小化

これは、以下により達成することができる；

- ・取り扱う資材量を削減化すること
- ・サプライヤーとの検討を通じて不要な包装を避けること
- ・大会において使い捨て製品をできるだけ使用しないこと
- ・取り扱う物品・資材を、配慮して選定すること。特に、
 - －有害物質を含んでいる物品を避けること
 - －再使用やリサイクルが可能な物品を選定すること
 - －当該地域の処理場で適切に処理できる廃棄物となる物品を選定すること
- ・起点の時点で分別すること。（十分な量の区分されたごみばこ）
- ・リサイクル市場に資材を送り出すこと
- ・一般廃棄物と有害廃棄物を分離すること
- ・すべての廃棄物を適切に処理すること
- ・必要に応じて廃棄物管理プログラムを実行すること

18.6 大規模な競技大会：具体的提言

大規模な競技大会は、多くの人々を呼び寄せ、大量の商品の取扱いを必要とする。時と場所とも人々が集中することは、環境に関する潜在的危険を意味する。影響を制限するために、いくつかの措置がとられなければならない。

18.6.1. スポーツ施設

- ・長期に必要とならない施設（例えば、観客スタンドや屋根なし観覧席）として、仮設施設を使用すること；既存施設の改修を促進すること
- ・変換や再使用が容易である仮設や交換可能な器材を使用すること
- ・仮設施設の修復の保証及び損傷した施設の修復の奨励

18. 6. 2. 輸送と大気環境

- ・人々（選手、コーチ、報道関係者、大会役員、観客）や器材の効果的な移動を確実にする輸送手段戦略
- ・徒歩及び公共交通機関を促進する輸送構想の確立
- ・地域の大気環境計画の確立
 - －排出監視
- ・常用である公共交通を含め主な大気汚染者へ以下のことを働きかけること
 - －大会前における排出物の軽減化
 - －エネルギー管理戦略の確立
 - －輸送車両運転手の排気軽減処置に対する奨励
 - －地方自治体と協働の交通量減少化活動

18. 6. 3. エネルギー

輸送システムと施設の双方を考慮に入れている当該区域のエネルギー管理プログラムの確立

18. 6. 4. 廃棄物管理

- ・多数のトラックは、以下の将来的に望ましい処置に向けて順々に適用される技術を利用して、大会に応じて、地域の廃棄物処理手順を採用することが可能である。
 - －取り扱う資材量の軽減
 - －大会のサプライヤー及び篤志家に関する環境要件の確立
 - －廃棄物排出者による根源の時点でのリサイクル可能資材の分別
- ・分別収集
 - －起点の時点における家庭廃棄物と製造廃棄物の分別
 - －リサイクル市場へ資材を送りだすこと
 - －安全で費用効果がよい方法による全廃棄物の取引
 - －資材と廃棄物管理に関する包括的な戦略の実行
 - －教育による情報伝達の重要視
 - －全ての生活にわたるコストパフォーマンスによる製品の選別

18. 6. 5. 市民への環境メッセージ

- ・組織内部における環境意識；組織全員、上級管理職とボランティアも同様に自らの業務の論拠に広範囲に詳しくなるべきである。
- ・組織外部の環境意識：地域の人々は、確立されている環境政策と目的を理解しなければならない。教育と情報伝達は、持続可能な発展を成功させるにあたって必須である。

18. 6. 6 財源

- ・当所から環境経費を予算に含めること